

高等学校における知的障害のある生徒の受入れ方策について(答申)

案

平成17年 月 日

大阪府学校教育審議会

もくじ

はじめに	・ ・ ・ ・ 1
調査研究について	
1．調査研究の経過	・ ・ ・ ・ 3
2．調査研究の内容と推進体制	・ ・ ・ ・ 3
3．調査研究校の指定	・ ・ ・ ・ 5
調査研究の検証と課題	
1．入学者選抜の在り方	・ ・ ・ ・ 6
2．学校内における受入れ体制・指導体制	・ ・ ・ ・ 7
3．教育課程の研究及び個別の指導計画	・ ・ ・ ・ 8
4．指導内容・方法及び評価	・ ・ ・ ・ 9
5．入学生徒の出身中学校との連携	・ ・ ・ ・ 10
6．卒業後の進路及びアフターケア	・ ・ ・ ・ 11
7．地域の医療・福祉・労働機関等との連携の在り方	・ ・ ・ ・ 11
8．人権教育の充実	・ ・ ・ ・ 12
9．知的障害のある生徒の保護者の意識	・ ・ ・ ・ 13
今後の方向性	
1．調査研究を継承する取組み	・ ・ ・ ・ 14
2．調査研究の趣旨を活かした取組み	・ ・ ・ ・ 15
実施に向けての課題	
1．教職員の資質向上	・ ・ ・ ・ 16
2．府民への周知と理解促進	・ ・ ・ ・ 16
3．府内の医療・福祉・労働機関等への周知と理解促進	・ ・ ・ ・ 16
4．国に対する要望	・ ・ ・ ・ 16
資料	
1．平成 13 年知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る 調査研究入学者選抜実施要項及び様式	・ ・ ・ ・ 19
2．平成 16 年知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る 調査研究入学者選抜実施要項及び様式	・ ・ ・ ・ 29
3．知的障害のある生徒の後期中等教育に関するアンケート 及び結果	・ ・ ・ ・ 41
4．高等学校学習指導要領 配慮すべき事項（抜粋）	・ ・ ・ ・ 63
5．府教育委員会通知文「府立学校における障害のある生徒 に対する学習指導及び評価について」	・ ・ ・ ・ 64

はじめに

障害のある子どもたちの教育については、近年の国際的な動向として、通常の教育の場で、一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じて支援と指導を行うインクルージョンの方向に進展している。

国においては、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図ることを基本理念として制定した障害者基本法を平成16年6月に一部改正し、基本理念に「障害を理由として差別やその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定を加えるとともに、施策の基本方針にも、「障害者の自主性が十分に尊重され、かつ、障害者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。」と規定を加えた。

また、障害のある幼児児童生徒の教育については、特別支援教育という考え方を示し、『特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）』において「児童生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、児童生徒等一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、（中略）適切な指導や必要な支援を行う」としている。現在、その制度の在り方について、中央教育審議会で審議が進められている。

大阪府では、平成15年3月に策定した第3次大阪府障害者計画の中で、障害のあるなしにかかわらず、すべての幼児児童生徒が「共に学び、共に育つ」ことをめざすとともに、一人ひとりの障害の状況に応じた教育が推進されている。

現在、府内の公立小・中学校の96%（平成16年度）に養護学級が設置されており、ほぼすべての学校において「共に学び、共に育つ」教育が行われている。

また、高等学校への進学率が約96%（平成16年度）に達している状況となっていることから、高等学校でも「共に学び、共に育つ」教育への要請が高まっている。

これまで、公立高等学校における身体障害のある生徒の入学については、入学者選抜における受検上の配慮もあり増加の傾向にあるが、知的障害のある生徒の進学率は低い状況が続いている。

このような状況のもと、平成12年7月に、大阪府学校教育審議会は府教育委員会から「知的障害のある生徒の後期中等教育の充実方策」について諮問を受けた。

本諮問事項は、より幅広く、かつ専門的な立場から議論を深め、その具体的な方策を定めていくことが必要であることから、本審議会では、直ちに障害教育専門部会（以下「専門部会」という）を設置し、その審議を同専門部会に付託することとした。

専門部会においては、平成13年度から府教委が実施している知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究（以下「調査研究」という）の進捗状況について随時報告を受けながら、調査研究校の視察も行い、平成15年12月には、中間報告をとりまとめた。

その後、その調査研究の成果と課題、さらには課題解決の方向性を明らかにする

など、検討を深めてきた結果、平成 17 年 6 月には、専門部会より本審議会に対しその報告があった。本審議会で、更に検討を加えた上で、ここに答申をとりまとめた。

今後、府教育委員会においては、答申した内容を真摯に受け止めるとともに、その実現に向け、さらに検討を進めることを望むものである。

・調査研究について

1．調査研究の経過

平成12年7月に、府教委より諮問された「知的障害のある生徒の後期中等教育の充実方策」については、「1 高等学校における知的障害のある生徒の受入れ方策について」及び「2 養護学校高等部の今日的課題に対する改善方策について」という二つの審議テーマがあった。

本審議会では、テーマ1について、同年11月、「今後、知的障害のある生徒の後期中等教育の在り方について審議を深め、一定の方向性を見出していくためには、受入れや交流の実績のある高等学校における具体的・実証的な研究を基礎とした検証が不可欠である。早急に調査研究校を指定し、その研究成果を踏まえ、引き続き検討することが重要である。」という提言をとりまとめた。

これを受け、府教委は、知的障害のある生徒に関する指導目標、指導内容、指導方法等を高等学校教育の中にどのように位置づけるのか、また、高等学校に受け入れることによってどのような教育的効果が期待できるのかなどについて、平成13年度から概ね5年間の実証的な調査研究を開始し、現在に至っている。

なお、テーマ2については、テーマ1の提言の後、審議を重ねた結果、平成14年3月に答申を行った。

2．調査研究の内容と推進体制

本審議会が行った上記の提言（平成12年11月）における、調査研究の内容と推進体制は次のとおりである。なお、調査研究校の入学者選抜実施要項（資料1参照）の作成にあたっては、当該校の意見も参考にしている。

調査研究の内容

(1) 趣旨・目的

知的障害のある生徒の後期中等教育の在り方について、審議を深め、一定の方向性を見出していくため、調査研究校において、知的障害のある生徒を受入れ、具体的・実証的な研究を行い、その成果を提供することを目的とする。

(2) 主な研究内容

調査研究校は、下記のような研究テーマ等を参考にして実践的な研究を行う。

- ・入学者の選抜の在り方に関する研究
- ・校内における受入れ体制・指導体制に関する研究
- ・生徒の実態に対応する教育課程の研究・個別の指導計画に関する研究
- ・指導内容・方法、評価に関する研究
- ・入学生徒の出身中学校との連携の在り方に関する研究
- ・卒業後の進路及びアフターケアに関する研究

- ・地域の医療・福祉・労働機関等との連携の在り方に関する研究
- ・その他、大阪府学校教育審議会から付託された事項

(3) 研究期間

概ね5年間とする。

(4) 調査研究校の要件

調査研究校については、以下の要件を満たすことが望ましい。

- ・知的障害のある生徒の受入れや交流の実績があること
- ・地域の中学校との連携や支援が期待できること
- ・地域の福祉関係、授産施設等との連携が図れること

(5) 志願者の要件

- ・知的障害があり教育上配慮を要する者
- ・学習意欲があり、学校生活の中でコミュニケーションが図れる者
- ・中学校を当該年度に卒業する見込みで、校長の推薦を受けた者

(6) 調査研究校

数校程度とする。

(7) 募集人員

1校につき2名程度とする。

(別途定める、当該高等学校の募集人員の外数である)

(8) 入学者の選抜

作文、面接、調査書等において選抜する。

なお、受検者が募集人員を超える場合、調査研究校の校長は、府教育委員会と協議する。

(9) その他

調査研究の進捗状況に応じ、所要の修正を行うものとする。

調査研究の推進体制

(1) 調査研究校における推進体制の整備

校長をはじめとする教職員や関係者で構成する推進委員会を設置する。

(2) 調査研究校連絡協議会の設置

調査研究校の支援、情報交換及び課題整理と実践集約等のため、連絡協議会を設置する。

[構成]

当該調査研究校、学識経験者、知的障害者サポートセンター、
府教育センター、養護学校、中学校、高等学校、府教委(事務局)等

(3) 学生によるサポート

学生ボランティアを活用し、知的障害のある生徒の教育的支援を行う。

なお、調査研究にあたっては、本人、保護者の意見を十分に聴取し推進すること

3. 調査研究校の指定

本審議会の提言（平成 12 年 11 月）に基づき、府教委が全府立高等学校に対して調査研究実施方針を通知したところ、4 校の校長より調査研究校への指定の申請があった。4 校の学科、所在地、通学区は次のとおりである。

府立阿武野高等学校（普通科、高槻市、第 2 区）

府立西成高等学校（普通科、大阪市西成区、第 6 区）

府立柴島高等学校（総合学科、大阪市東淀川区、府内全域）

府立松原高等学校（総合学科、松原市、府内全域）

注：西成高等学校は平成 15 年度より普通科総合選択制に移行した。

これら 4 校のような普通科・総合学科とは別に、専門学科を持つ学校においても調査研究を行うことが必要であることから、府教委は、府立高等学校長協会実業部会において、調査研究校への申請を検討するよう要請した。その結果、平成 14 年 11 月、府立園芸高等学校長から調査研究校への指定の申請があり、平成 15 年度より調査研究を開始した。なお、府立園芸高等学校の学科、所在地、通学区は次のとおりである。

府立園芸高等学校（農業に関する学科、池田市、府内全域）

また、大阪市教育委員会においても、大阪市立桜宮高等学校を調査研究校に指定し、平成 14 年度から同様の調査研究を行っている。

調査研究の検証と課題

これまでの調査研究により、以下のような教育効果が現れている。

まず、調査研究で入学した生徒は、忍耐力や持続力が向上し、自立心が高まるとともに、表現力が豊かになるなど集団の中で生活する力を着実に身につけてきている。

これは、多くの生徒が集まり、多くの個性が存在し、絶えずその影響を受ける高等学校という場で日々学んでいることによるところが大きいと考えられる。

また、周囲の生徒は、小・中学校で障害のある生徒と共に過ごしてきた者も多いことから、知的障害のある生徒が高等学校で共に学んでいることに理解を示し、一人の級友として自然に接している。いくつかの調査研究校では、障害のある生徒を囲んで活動するサークルが結成されており、放課後だけではなく、時により、休日にも活動している。これらのサークルに参加していた生徒の中には、卒業後も、学習サポーター（学生ボランティアによる当該生徒の支援者）として母校において知的障害のある生徒を支える者も出てきており、共に活動したことによる成果が現れている。今後とも、これらの活動が発展することにより、生徒の地域における生活の充実につながっていくことが期待される。

次に、教職員については、知的障害のある生徒と接することで、障害教育を実践的に学び、障害のある生徒と障害のない生徒とが共に学んでいる姿をとおして、インクルージョンの理念を体験的に学んでいる。また、生徒の障害の状況等が多様であることから、生徒一人ひとりに応じた指導を行うことが教職員の生徒指導力の向上につながり、生徒理解の幅も広がるという効果を生んでいる。

この調査研究は全国で初めての取り組みであるため、開始当初より広く全国各地から関心が寄せられ、他の都道府県において知的障害のある生徒の後期中等教育の在り方を検討する動きが活発になる一つの契機となった。また、各種の報道や調査研究報告会、保護者を対象としたアンケートの実施等により、保護者をはじめ府民の関心も高まりを見せている。

次に、これまでの調査研究の検証を行う。

1. 入学者選抜の在り方

(1) 入学者選抜の状況

入学者選抜における各年度別の志願者及び合格者を表1に示している。

平成13年度の選抜においては倍率が2.0倍であったが、平成17年度選抜においては5.3倍となっており、志願者は増加している。

選抜にあたっては、各調査研究校に

(表1) 入学志願者数と合格者数の推移

入学年度	志願者数	合格者数	倍率
平成13年度	16人	8人	2.0倍
平成14年度	28人	8人	3.5倍
平成15年度	34人	10人	3.4倍
平成16年度	39人	10人	3.9倍
平成17年度	53人	10人	5.3倍

(大阪市立は除く)

において、校長のもとに選抜委員会を設置し、調査書、中学校長による推薦書、面接（原則として保護者同伴）を資料として、合格者を決定してきた。また、志願者が募集人員を上回った場合は、調査研究を円滑に進める上で、中学校との連携が不可欠であることから、選抜実施要項に基づき、従前より連携の深い中学校の志願者を優先してきた。

平成 16 年度の入学者選抜からは、より詳細な情報収集を行うため、調査書及び推薦書の書式を変更するとともに、志願者の長所を探る効果的な面接を行えるよう自己申告書を導入するなどの工夫を加えた。（資料 2）

今後とも、入学者選抜については、より一層の公平性を確保するため、この調査研究の取組みを踏まえ、種々の検討を加えていくことが重要である。

(2)入学した生徒の状況

入学した生徒の障害等の状況については、表 2 にまとめている。

平成 13 年度から 15 年度の入学生は全員が療育手帳を所持しており、16 年度、17 年度の入学生は 10 名中 7 名が所持している。

また、知的障害に加え、他の障害のある生徒は毎年 2 ～ 3 名が入学しており、食事や移動等に介助が必要な生徒もいる。

(表 2)生徒の障害等の状況

入学年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
生徒数	8 人	8 人	10 人	10 人	10 人
療育手帳の所持(A.B1.B2)	8(5,1,2)人	8(1,3,4)人	10(2,3,5)人	7(2,3,2)人	7(2,2,3)人
自閉的傾向がある	1 人	2 人	0 人	3 人	4 人
多動性がある	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人
てんかん発作がある	1 人	3 人	0 人	0 人	1 人
他の障害がある	2 人	2 人	3 人	2 人	2 人
移動に介助が必要	2 人	0 人	1 人	0 人	1 人
食事など生活介助が必要	2 人	0 人	1 人	0 人	2 人

注：療育手帳は、申請に基づき、知的障害があると判定された人に発行され、知的障害の程度が重度の場合が A、中度の場合が B1、軽度の場合が B2 という判定が行われる。

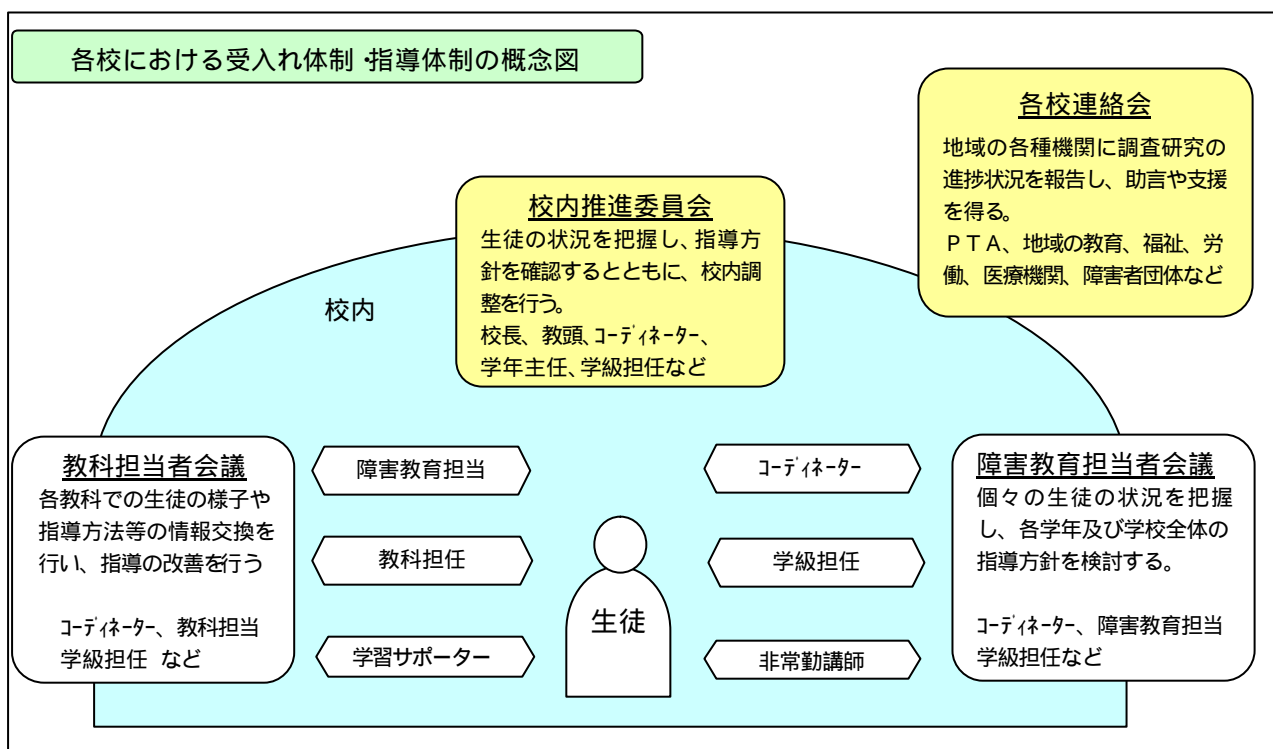
2 . 学校内における受入れ体制・指導体制

調査研究に関わる人材としては、コーディネーターの役割を担う教員を 1 名配置するとともに、個別授業を担当する非常勤講師、生徒の学校生活の支援を行う学習サポーター等を配置している。これらの人員と校内努力により、概ね円滑に調査研究が進められているが、全体の教職員数が少ない学校では、教育課程の編成等に工夫が必要となっている。

また、生徒の受入れ及び指導を円滑に行い、学校全体で取組みを進めるため、校内に委員会や会議を設置し体制を整えている。（次ページの図参照）

会議や委員会の名称は各校により違いがあるが、構成メンバーはほぼ同様となっており、この校内体制が生徒の指導や調査研究の進捗に大きな役割を果たしている。

今後とも、これらの組織を中心として、校務分掌等と連携しながら全校的な推進体制を一層充実していくことが重要である。



3. 教育課程の研究及び個別の指導計画

(1) 生徒の実態に応じた教育課程

調査研究校における教育課程については、平成11年3月に告示された高等学校の新学習指導要領(施行は平成15年度)における配慮すべき事項(資料4) 府教委通知「府立高等学校における障害のある生徒に対する学習指導及び評価について」(平成13年9月12日)(資料5)を基本的な考え方として、個々の障害の状況に応じて必要な検討を行い、新たな教科・科目や学校設定科目を開講するなどの工夫を行い編成している。

学科ごとの特徴を見ると、共通履修科目を多く設定している普通科では、知的障害のある生徒の状況に応じて、共通履修科目の精選を行い、新たに教科・科目の開講により、教育課程を編成している。

多くの選択科目が開講されている普通科総合選択制や総合学科では、選択科目を適切に組み合わせることにより、知的障害のある生徒の状況に応じた教育課程を編成している。

専門学科では、より高い学習効果を得られるよう、知的障害のある生徒の興

味・関心と一致する専門科目を中心に教育課程を編成している。

(2)個別の指導計画の作成

障害のある幼児児童生徒の指導にあたっては、その障害等の種類や程度も多様であるため、一人ひとりの能力や特性等を考慮した指導計画の作成が求められている。

平成 11 年 3 月に告示された盲・聾・養護学校（高等部）の学習指導要領（施行は平成 15 年度）においては、個別の指導計画を作成することが明記されており、調査研究においても、個別の指導計画の作成を研究テーマの一つにあげてきた。

調査研究を開始した初年度は、個別の指導計画が新しく示されたものであったので、各校においてその理解と作成に時間を要した。

しかしその後、日々の学校生活の中で、生徒の状況把握を行いながら、指導内容やその結果を個人カルテのように積み上げていく必要があるという認識が教職員の中で定着してきた現在では、個別の指導計画の理解と作成が進み、各校ですべての知的障害のある生徒の個別の指導計画が作成されている。

今後も引き続き、個々の生徒に応じた指導目標や指導内容の設定等、個別の指導計画の充実に努めるとともに、卒業後の進路も見据えた個別の移行支援計画^(注)を作成し、これらが総合的に展開されることが必要である。

また、個別の指導計画に、校内での諸活動における周囲の生徒との関わりを盛り込むこと、保護者の意見を積極的に取り入れることにも努める必要がある。

さらに、各教科・科目、A D L（日常生活動作）における目標や指導方法については、各調査研究校間の情報交換とともに、府教育センターや養護学校のセンター的機能を活用した助言や協力も有効である。

なお、生徒の地域や家庭における生活支援を検討する上で、特に、休日や長期休業中の課題が大きいことを踏まえて、高等学校が地域の様々な機関と連携してともに考えていくことが重要である。

注：「個別の移行支援計画」とは、障害のある子どもが地域社会で自立して生活していくことを想定し、学校や保護者、労働、福祉関係機関等が連携して作成する支援計画のこと。

4. 指導内容・方法及び評価

(1)教科・科目における指導内容・方法

指導内容については、各生徒の障害の状況等に応じて検討する必要があることから、1 学年の当初は、中学校における指導内容を参考にし、継続的指導も含め検討を行っている。高校での生活が進み、教職員が生徒の状況について理解を深めていく中で、個々の生徒に合った、より適切な教材開発や指導方法の工夫が進んでいる。

授業形態については、教科・科目の指導内容と密接に関連していることから、各調査研究校とも個々の生徒の障害の状況等を勘案し、表 3 に示した授業形態と教育課程を考慮しながら、履修計画を設定している。

(表3)授業形態と呼称

形態	授業の呼称	学習内容	教職員等	学習集団
共学	クラス授業	同一または別内容	1名	クラス
	付添(入り込み)授業	同一または別内容	付添あり	クラス
個別	個別(抽出)授業	別内容	1名	障害のある生徒のみ
	小集団授業	教科・科目の基礎的な内容	1～3名	障害のある生徒のみ

今後とも、教材や指導内容・方法の開発と研究に努めるとともに、より効果的な履修計画の設定に努める必要がある。なお、付添授業については、授業担当者と付添者の役割分担、付添者の他の生徒への関わりなど、授業の充実に向けてさらなる工夫が必要である。

(2)評価

各教科・科目の評価は、指導目標における達成度や生徒の興味・関心の広さ、学習における積極性等を評価の観点として絶対評価を行っている。

調査研究を開始した当初は、相対評価ではなく絶対評価を行うことや、生徒により評価基準が違ふことについて議論が重ねられてきたが、現在では知的障害のある生徒の学習成果について絶対評価することはほぼ定着し、単位認定が行われている。今後も上記の観点での共通理解を深めながら、評価と単位認定を行っていくことが有効である。

5. 入学生徒の出身中学校との連携

出身中学校との連携については、障害のある生徒が円滑に高校生活を送るにあたって不可欠なものであり、調査研究においても、重要な研究テーマの一つである。

調査研究校は、中学校における進路相談の時期から、生徒・保護者、中学校教職員による調査研究校見学や入学者選抜での配慮事項の相談等、連携を行っている。

合格発表後は、中学校に赴き、ヒアリング等により、生徒の状況や中学校での指導方法や内容を把握し、調査研究校における教育課程や授業形態の検討に反映している。

さらに、入学後も、中学校の教員を招いた研究授業や中高連絡会を開催するなど、生徒が円滑な高校生活を送ることができるよう、中学校から様々な助言を得ている。

このように、出身中学校との連携は、必要不可欠なものとなっており、今後も連携の強化に努める必要がある。

そのため、府教委においても、府内の市町村教育委員会を通じて中学校に対し、中・高連携の重要性を一層周知していく必要がある。

6. 卒業後の進路及びアフターケア

平成13年度入学生8名、平成14年度入学生8名は、本人や保護者、教職員や関係者の努力により、様々な課題を克服し、全員が卒業の日を迎えることができた。それぞれの卒業後の進路先は表4のとおりである。社会全体の雇用環境は依然として厳しい状況が続いている中、卒業と同時に就職に結びついた生徒は少ないものの、授産施設や就労支援施設（職業能力開発校、職業リハビリテーションセンター）等へ進んだ生徒は、就労に向けての様々な技能の修得に励んでいる。

(表4) 卒業生の進路状況

入学年度	平成13年度	平成14年度
就職	1人	0人
更生 授産施設	2人	3人
就労支援施設	1人	2人
小規模作業所	2人	2人
デイサービス利用(在宅)	2人	0人
在宅	0人	1人

平成13年度入学生は、卒業後、既に1年が経過しているが、全員、新たな進路先で活動している。

生徒の進路指導にあたっては、将来における職業的・社会的自立をめざして、グループホーム等を活用した地域での生活や、障害者就業・生活支援センターとの連携等も選択肢に加え、生徒や保護者の希望を十分に把握した上での指導や支援が必要である。

また最近では、大学や専門学校等における学習や交流を希望する状況も生じてきている。

今後も、各校においては、卒業後も生徒の自立に向けた努力を見守りながら、必要に応じて相談や支援に努めることが重要である。

また、就労意識の醸成に向けては、各校において、授業等で作業所実習等により就労体験を実施しているが、今後もこうした取組みを進めるとともに、インターンシップなど高校生全体を対象とした事業や、障害者職業センターの職業評価など障害のある生徒を対象とした事業等を積極的に活用しながら取り組んでいく必要がある。

7. 地域の医療・福祉・労働機関等との連携の在り方

府教委は、「調査研究校連絡協議会」を設置し、調査研究校への支援や情報交換、調査研究における課題整理と実践の集約を行っている。

同協議会の平成16年度の委員構成は表5のとおりである。

同協議会のもとには、各校のコーディネーターを中心とし、関係機関、関係部局からの参画を得たワーキンググループを設け、各調査研究校からの要請に応じて、委員が個別の相談や支援にもあたっている。

今後とも府教委は、府の関係部局と連携を図りながら、同協議会に医療・心理分野の助言を得る仕組みなど、調査研究校をバックアップする体制づくりを一層充実していくことが求められる。

(表5) 調査研究校連絡協議会の構成 (平成 16 年度)

府立調査研究校	大阪府中学校長会
学識経験者	府立高等学校長協会
労働関係機関	府立盲聾養護学校長協会
福祉関係機関	大阪府教育センター
大阪市教育委員会	大阪府教育委員会

また、各調査研究校における関係機関との連携については、これまでのハローワーク（職業安定所）等の労働関係機関に加え、調査研究を進める中で、生徒の障害の状況等により、必要に応じて医療機関と相談を行い、生徒理解や指導に活用したり、生徒の作業実習等で福祉関係機関の協力を得るなど、これらの関係機関との間でも新たな関係づくりが進んできた。

今後とも、生徒の卒業後の社会参加や自立に向けた移行をより円滑に行うため、各調査研究校は、障害者就業・生活支援センター等の福祉・労働機関や近隣の養護学校との連携体制を一層充実する必要がある。

8. 人権教育の充実

調査研究校においては、人権教育を大きな柱と位置づけ、人権教育推進委員会等を中心としながら、学校全体で様々な人権課題について学習を行ってきた。

調査研究に関わっては、入学した生徒や保護者の思いを受け止め、それらを踏まえながらホームルームや各学年における学習や活動を実施することによって、人権意識の醸成に努めてきた。その結果が、この章の前文（p.6）で触れた教育的効果となって現れてきている。

しかし、こうした成果の一方で、一部の生徒による知的障害のある生徒に対するからかいや悪質ないじめ事象が生じた。

当該校では、調査研究推進委員会を中心として、いじめを受けた生徒を支える取組みを進めるとともに、いじめに関わった生徒に対する指導を行った。

生徒の心情が明らかになる中で、いじめに関わった生徒本人が、中学校時代からからかいやいじめの対象となっていたこと、学校生活での不満や不信がいじめにつながっていったこと等が分かっていった。また、小さなからかいが回を重ね、大きないじめにつながっていったことも明らかになってきた。

このことは、日頃から、教職員が様々な関わりを通じて、すべての生徒との信頼関係を築くこと、また、からかい等の生徒の行動を見過ごさず、一人ひとりが大切にされているという実感を持てる学校づくりを行うことが重要であるという教訓を示している。

今後とも、生徒の自己肯定感やコミュニケーション能力の育成に努めるととも

に、学級活動や学年行事、学習活動において障害のある生徒と周囲の生徒がともに活動する機会を積極的に設けることにより、生徒間の相互理解を深め、お互いを大切にすること人権意識を培っていくことが求められている。

9. 知的障害のある生徒の保護者の意識

平成 16 年 7 月、専門部会においては府内の中学校養護学級と養護学校中学部に在籍する 3 年生の保護者全員を対象に「知的障害のある生徒の後期中等教育に関するアンケート」を実施した。

アンケートは、1130 名の対象者から 719 名の回答を得た。そのうち、知的障害のある生徒の保護者の回答は 518 名であった。

アンケート結果（資料 3）のうち、「知的障害のある生徒の高等学校段階における教育の今後のあり方について」という質問に対する回答結果は表 6 のとおりである。

生徒の障害種別を問う質問に対して「知的障害」と回答した人に注目すると、約 40% は「どちらかといえば高等学校で受入れるべき」と考えており、「どちらかと言えば養護学校で受入れるべき」「どちらともいえない」と考えている人は共に 25%となっている。

また、これを在籍校別に見ると、一番多い回答は、養護学校在籍者の保護者では、「どちらかといえば養護学校で受入れるべき」で 42%、中学校養護学級在籍者の保護者では、「どちらかといえば高等学校で受入れるべき」で 56%となっている。なお、二番目に多い回答は、双方とも「どちらともいえない」となっている。

表 6 知的障害のある生徒の高等学校段階における教育の今後のあり方について (人)

	全体		知的障害		養護学校		養護学級	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
どちらかといえば、高等学校で受入れ、教育内容を充実すべきである	283	39%	205	40%	30	14%	175	56%
どちらかといえば、養護学校で受入れ、教育内容を充実すべきである	154	21%	128	25%	88	42%	40	13%
どちらともいえない	163	23%	128	25%	64	31%	64	21%
よくわからない	82	11%	46	9%	22	11%	24	8%
未記入	37	5%	11	2%	4	2%	7	2%

今後の方向性

調査研究における成果や課題等の検証の結果、今後の共生社会を担っていく生徒を育成するうえで教育的効果が大きいことや、高等学校への進学希望を持っている知的障害のある生徒や保護者が多いことなどを踏まえると、大阪府が全国に先駆けて知的障害のある生徒の高等学校への受入れを施策として展開していく意義は大きい。

そのため、今後、大阪府においては、高等学校においても、社会的自立の力を身につけることを目的として、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「共に学び、共に育つ」教育を推進するため、調査研究における成果を引き継ぎ、課題解決にも努めながら、知的障害のある生徒が高等学校で学ぶための施策を計画的に推進していくことが必要である。

なお、施策の実施にあたっては、調査研究が平成 17 年度で終了することから、調査研究を継承する取組みを引き続き推進するとともに、教育内容の充実と財政的課題の解決を図るため、調査研究の趣旨を踏まえながら、国制度を活用する取組みも併せて研究することが必要である。

また、これらの高等学校の配置にあたっては、府内全域において知的障害のある生徒が志願できるよう、現行及び将来の高等学校の通学区域を踏まえて地域バランスを保ち、通学時間や各地域におけるニーズ等を考慮しながら検討する必要がある。

1. 調査研究を継承する取組み

(1) 推進の方向

これまでの調査研究の成果を引き継ぎながら、知的障害のある生徒を対象とした入学者選抜を実施し、高等学校における教育を展開していく必要がある。このため、知的障害のある生徒を対象とした入学者選抜の実施や教育課程の編成等を行うことが不可欠である。これを制度的に明らかにするため、学科内コースの考え方を取り入れ、当該高等学校が設置している学科内に「知的障害生徒特別支援コース（仮称）」を設置することが望ましい。

また、この取組みを行う高等学校にあっては、今後とも、知的障害のある生徒の指導や支援の研究と成果の蓄積を行い、必要に応じて他の高等学校にアドバイスをを行うことが必要である。

(2) 対象者

当分の間、次に掲げる各項目に該当する者とするのが望ましい

ア．本人及び保護者の住所が府内にあり、府内の中学校、養護学校中学部を当該年度に卒業する見込みで、在籍する学校長の推薦を受けた者

イ．療育手帳を所持する者、または公的機関等により知的障害を有すると判定を受けた者

ウ．自主的な通学が可能で、共に学ぼうとする意欲がある者

なお、アについては、既に中学校等を卒業した者も対象者に加えるべきとの意見もあり、今後の検討が必要である。

(3)選抜

ア．募集人員

生徒・保護者の高等学校入学希望の状況をはじめ、各学校の学科や教育課程、学級数等を踏まえ、1学年当りの募集人員は2名ないし3名とすることが望ましい。

イ．選抜の観点

次の観点等により選抜を行うことが望ましい。

- (ア) 志望する高等学校の特色の理解
- (イ) 学校内外での学習や活動
- (ウ) 興味・関心の広さや、共に学ぼうとする意欲
- (エ) 出身中学校（中学部）など地域の関係機関との連携

ウ．選抜方法

選抜方法については、調査研究における方法を引き継ぎ、調査書、中学校長による推薦書、面接を資料として、それらを総合的に評価して判定することとし、学力検査は課さない方法により選抜を行うことが必要である。

なお、選抜の公平性を確保するため、各資料の評価割合や生徒に関する情報収集の在り方等について、今後とも一層の検討が必要である。

2. 調査研究の趣旨を活かした取組み

知的障害のある生徒が障害のない生徒と共に学ぶ機会を高等学校の場で共有することを推進するため、調査研究の趣旨を活かしながら、国制度の活用を含め、創意工夫した取組みも併せて検討していくことが求められる。このため、モデル校を指定するなどし、課題の整理や解決方を研究していくことが重要である。

モデル校の指定に当たっては、新たな取組みであることを踏まえ、高等学校と障害教育のセンター校的役割を持つ特別支援学校(注)が連携することも一つの方策である。

さらに、その後の取組みについては、モデル校における課題の整理や解決方策の進捗状況を踏まえつつ推進していく必要がある。

注：特別支援学校とは、現在、国で検討されている特別支援教育の考え方の中で、障害のある生徒一人ひとりのニーズに応じた教育を行うとともに、小中学校等を支援するセンター的機能を充実させることなどを特色として示された学校である。

実施に向けての課題

今後、より円滑な施策の展開を図るため、府教委は、次に掲げる事柄について、取り組んでいく必要がある。

1．教職員の資質向上

今後、知的障害のある生徒が高等学校で学ぶ機会が増えることから、広い視野を持ち、臨機に対応できる行動力を備え、生徒一人ひとりの可能性を見出していくなど、教職員の資質を研修等により向上させていくことが重要である。

2．府民への周知と理解促進

これまで、府教委は、調査研究報告会の毎年度開催や広報誌への掲載、また、報道機関への情報提供等により調査研究の周知と理解促進に努めてきた。

この取り組みの定着にあたっては、府民の理解が重要なことから、今後とも、積極的に広報活動を行い、多くの府民への周知徹底と理解促進に努める必要がある。

3．府内の医療・福祉・労働機関等への周知と理解促進

知的障害のある生徒の指導や支援、卒業後の進路において、出身中学校はもとより、大阪府及び生徒が居住する各市町村の関係部局や関係機関等との連携が必要であることから、府教委は、市町村等を通じて、この取り組みについて、大阪府及び府内市町村の医療・福祉・労働の関係部局や関係機関等へ周知を行うことにより、相談の窓口となる職員等の理解促進に努める必要がある。

4．国に対する要望

平成16年12月に中央教育審議会によりまとめられた「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(中間報告)において、「後期中等教育における特別支援教育の推進に係る諸課題について、早急に検討が必要である」との認識が示されている。

アンケート調査に見られる多くのニーズに対応するためには、財政的にも国制度の活用が不可欠であることから、下記の事項について積極的に要望していくことが必要である。

国に対する要望事項

ア 学校教育法第75条において、「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、・・・特殊学級を置くことができる」とあるので、学校教育法施行規則第73条の17～22について、高等学校及び中等教育学校後期課程の準用規定を設けること。

イ 学校教育法第75条において、「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、・・・特殊学級を置くことができる」とあるので、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の第6条に、特殊学級の標準も示すこと。

ウ 特別支援教育の具体化にあたっては、高等学校においても実施が可能となるよう制度設計を行なうこと。

平成13年度 知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る 調査研究校入学者選抜に関する要項

知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究校（以下「調査研究校」という。）は、大阪府学校教育審議会による提言に基づき、大阪府教育委員会が調査研究を目的とし、

知的障害のある生徒の受入れや交流の実績があり、

地域の中学校との連携や支援が期待でき、

地域の福祉関係、授産施設等との連携が図れること

を要件とするものとして府立西成高等学校（普通科）、府立阿武野高等学校（普通科）、府立柴島高等学校（総合学科）及び府立松原高等学校（総合学科）を指定した。これらの調査研究校における入学者選抜（以下「調査研究校選抜」という。）は、この要項の定めるところにより、基本的人権を踏まえ適正に実施する。

応募資格

調査研究校選抜に志願することのできる者は、平成13年3月に大阪府内の中学校若しくはこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者であって、次の(1)～(3)の要件を満たす者とする。

(1) 本人及び保護者（本人に対して親権を行う者であって、原則として父母、父母のいずれかがない場合は父又は母、親権を行う者がいない場合は後見人。以下同じ。）の住所が府内にある者

（注）住所とは、住民登録又は外国人登録されている居所である。以下同じ。

(2) 知的障害があり教育上配慮を要する者で、中学校長の推薦を受けた者

(3) 学習意欲があり、学校生活の中で、コミュニケーションが図れる者

募集人員

各調査研究校の募集人員は、2名程度とする。（別途定める、当該高等学校の募集人員の外数とする。）

出願、面接、入学者の選抜等

1 出 願

(1) 調査研究校4校のうち、1校に限る。

(2) 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

2月15日	木	午前9時～午後4時
2月16日	金	
2月19日	月	午前9時～正午

(3) 志願者は、下記の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

(ア) 入学志願書（様式1）

(イ) 中学校長の推薦書（様式2）（中学校において厳封すること。）

(ウ) 入学検定料 2,200円

2 調 査 書

- (1) 中学校長は、志願者の調査書（様式3）を2月15日（木）から2月19日（月）午後4時まで
に志願先高等学校長に提出する。（ただし、2月17日（土）、18日（日）は除く。）
なお、調査書を郵送する場合については、大阪府公立高等学校の他の入学者選抜における取
扱いに準ずる。
- (2) 調査書は、この要項の「 調査書、推薦書の作成要領」に従い、平成13年1月末日現在をも
って作成する。
- (3) 中学校長は、作成のための補助機関として、教職員をもって調査書作成委員会を組織し、作成
の公正を期する。
- (4) 高等学校長は、調査書中に理解困難な事項があった場合は、中学校長に説明を求めることがで
きる。

3 面 接

面接については、以下の日程によりそれぞれ出願した高等学校において個人別で実施する。

2月22日	木	西成高等学校 松原高等学校
2月23日	金	柴島高等学校
2月28日	水	阿武野高等学校

なお、面接は保護者の同伴を原則とする。

4 入学者の選抜

- (1) 高等学校長は、選抜のための補助機関として、教職員をもって選抜委員会を組織し、選抜の厳
正を期する。
- (2) 選抜の資料は、調査書、推薦書及び面接とする。
- (3) 選抜に当たり、志願者が募集人員を超える場合、調査研究校の校長は、府教育委員会と協議の
上、従前から連携の深い中学校からの志願者を優先する。

5 合格者の発表

可否の結果は、以下の日程により当該中学校長に通知する。

2月26日	月	西成高等学校
2月28日	水	柴島高等学校 松原高等学校
3月2日	金	阿武野高等学校

通 学 区 域

通学区域は、平成13年4月1日より施行される「大阪府立高等学校の通学区域に関する規則」の定
めるところによる。

出願に当たっての留意事項

進学指導に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 中学校長は、志願先高等学校長とあらかじめ連絡をとるとともに、調査研究校の趣旨を踏まえ、
志願が適切なものとなるよう保護者に周知すること。
- (2) 調査研究校選抜に出願した者は、高等学校全日制の課程専門学科第一次入学者選抜または総合学

- 科入学者選抜等、学力検査を2月22日(木)に実施する入学者選抜に出願することはできない。
- (3) 調査研究校選抜の合格者は、平成13年度大阪府公立高等学校一般入学者選抜に出願することができない。

そ の 他

- (1) 入学志願書の提出後は、志望校の変更を認めない。
- (2) 受理した入学検定料及び書類は一切還付しない。
- (3) この要項の違反又は虚偽若しくは不正などが判明した場合は、高等学校長は府教育委員会と協議のうえ、その生徒の入学を取り消す。
- (4) 高等学校長は、入学後の生徒について、できる限り早い時期にその健康状態を把握すること。

調査書、推薦書の作成要領

1 作成上の全般的留意事項

文字は原則として常用漢字及び現代かなづかいを用い、楷書^{かい}でわかりやすくペン書きにする。
なお、必要に応じてゴム印を押してもよい。

2 記入上の留意事項

(1) 調査書「総合所見」欄

各教科の学習、特別活動及び性格行動等について、生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の優れた点や長所を積極的に評価し、その特質を明らかにすると思われる事項を具体的に記入する。

(2) 推薦書

障害の状況や中学校における取り組みなどについて、できるだけ詳細に記入する。

印は志願先高等学校で記入する。

平成13年度

調 査 書

受検番号	判 定

入学者選抜の種類	知的障害のある生徒の 高等学校受入れに係る 調査研究校入学者選抜	課 程	全 日 制
----------	--	-----	-------

ふりがな	性別	現住所	平成 13 年 3 月 卒業見込み
氏 名			
昭和 年 月 日生			

総 合 所 見

本書の記載事項に誤りのないことを証明する。

平成 13 年 月 日

学校所在地

中学校名

校長氏名印

平成13年 月 日

-----高等学校長 様

中学校名 -----

校長氏名 ----- 印

知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究校への入学志願について(推薦)

下記の者を調査研究校への志願者として推薦します。

記

本人	氏名		本校卒業 年 月	平成 13 年 3 月 卒業見込み
	現住所			
保護者	氏名		本人との 関係	
	現住所			
<p>障害の状況や中学校における取組み等について記入してください。</p>				

欄が不足する場合は別紙を添付してもよい。

入学志願書

平成 13 年 月 日

-----高等学校長様

受 検 番 号

保護者氏名 ----- □

貴校 全日制の課程 ----- 科 (知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究) 第1学年に入学いたしたいのでお願いします。

写 真 欄
1 縦4.5cm~5cm、横3.5cm~5cmを原則とする。
2 上半身、正面、無帽
3 最近3か月以内の撮影によるものを貼りつける。
4 白黒、カラーを問わない。

本人	ふりがな 氏名	性別	現住所 〒
	昭和 年 月 日生		
	中学校 平成 13 年 3 月 卒業見込み		
保護者	ふりがな 氏名	本人との関係 ()	
		現住所	

出身中学校所在地 〒 (電話 - -)

中学校名 -----

校長氏名 ----- □

中学校等コード番号

--	--	--	--

平成16年度 知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る 調査研究校入学者選抜に関する要項

知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究校（以下「調査研究校」という）は、大阪府教育委員会・大阪市教育委員会がそれぞれ調査研究を目的とし、

知的障害のある生徒の受入れや交流の実績があり、

地域の中学校との連携や支援が期待でき、

地域の福祉関係、授産施設等との連携が図れること

を要件とするものとして府立西成高等学校（普通科総合選択制）、府立阿武野高等学校（普通科）、府立柴島高等学校（総合学科）、府立松原高等学校（総合学科）、府立園芸高等学校（農業に関する学科）、市立桜宮高等学校（普通科）を指定した。これらの調査研究校における入学者選抜（以下「調査研究校選抜」という。）は、この要項の定めるところにより、基本的人権を踏まえ適正に実施する。

応募資格

調査研究校選抜に志願することのできる者は、平成16年3月に大阪府内の中学校若しくはこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者であって、次の(1)～(3)の要件を満たす者とする。

(1) 本人及び保護者（本人に対して親権を行う者であって、原則として父母、父母のいずれかがない場合は父又は母、親権を行う者がいない場合は後見人。以下同じ。）の住所が府内にある者

（注）住所とは、住民登録又は外国人登録されている居所である。以下同じ。

(2) 知的障害があり教育上配慮を要する者で、中学校長の推薦を受けた者

(3) 学習意欲があり、学校生活の中で、コミュニケーションが図れる者

募集人員

各調査研究校の募集人員は、2名程度とする。（別途定める当該高等学校の募集人員の外数とする。）

出願、面接、入学者の選抜等

1 出 願

(1) 調査研究校6校のうち、1校に限る。

(2) 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

2月17日	火	午前9時～午後4時
2月18日	水	
2月19日	木	午前9時～正午

(3) 志願者は、下記の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

ア 入学志願書（様式1）

イ 中学校長の推薦書（様式2）（中学校において厳封すること。）

ウ 自己申告書（様式4）

自己申告書は、原則として志願者の自筆とするが、保護者が記入してもよい。

エ 入学検定料

(ア) 府立の高等学校への志願者については、府立全日制・多部制単位制の納付書兼領収証により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料 2,200円をあらかじめ納入し、領

収印が押印された納付書兼領収証を入学志願書の裏面にはりつけて提出する。

- (イ) 大阪市立の高等学校への志願者については、出願時に当該高等学校において入学検定料 2,200円を現金で納入する。

2 調査書

- (1) 中学校長は、志願者の調査書（様式3）を2月17日（火）から2月20日（金）午前10時までに志願先高等学校長に提出する。
- (2) 調査書は、この要項の「調査書、推薦書の作成要領」に従い、平成16年1月末日現在をもって作成する。
- (3) 中学校長は、作成のための補助機関として、教職員をもって調査書作成委員会を組織し、作成の公正を期する。
- (4) 高等学校長は、調査書中に理解困難な事項があった場合は、中学校長に説明を求めることができる。

3 面接

面接については、以下の日程により、それぞれ出願した高等学校において、自己申告書に基づいて個人別を実施する。

2月24日	火	府立阿武野高等学校 府立西成高等学校 府立松原高等学校 府立園芸高等学校 市立桜宮高等学校
2月25日	水	府立柴島高等学校

なお、面接は保護者の同伴を原則とする。

4 入学者の選抜

- (1) 高等学校長は、選抜のための補助機関として、教職員をもって選抜委員会を組織し、選抜の厳正を期する。
- (2) 選抜の資料は、調査書、推薦書及び面接とする。
- (3) 選抜に当たり、志願者数が募集人員を超える場合、調査研究校の校長は、当該校を所管する教育委員会と協議の上、従前から連携の深い中学校からの志願者を優先する。

5 合格者の発表

可否の結果は、3月1日（月）午後2時より午後4時までに当該中学校長に通知する。

通学区域

通学区域は、府立阿武野高等学校については第2学区、市立桜宮高等学校においては第3学区、府立西成高等学校については第6学区とし、府立柴島高等学校、府立松原高等学校、府立園芸高等学校については府内全域とする。

出願に当たっての留意事項

進学指導に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 中学校長は、志願先高等学校長とあらかじめ連絡をとるとともに、調査研究校の趣旨を踏まえ、志願が適切なものとなるよう保護者に周知すること。
- (2) 調査研究校選抜に出願する者は、平成16年度大阪府公立高等学校前期入学者選抜、英語科及び国際教養科における海外から帰国した生徒の入学者選抜、中国帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜、並びに大阪府立工業高等専門学校の入学者選抜に出願することはできない。
- (3) 調査研究校選抜の合格者は、平成16年度大阪府公立高等学校後期入学者選抜及び二次入学者選抜に出願することができない。
- (4) 府立園芸高等学校合格者が所属する科については、生徒の適性を見極めながら、合格発表から入学までの間に生徒及び保護者と相談のうえ決定する。

留意すべき事項等

- (1) 入学志願書の提出後は、志望校の変更を認めない。
- (2) 入学志願書の提出後は、入学検定料及び書類は一切還付しない。
- (3) この要項の違反又は虚偽若しくは不正などが判明した場合は、高等学校長は当該校を所管する教育委員会と協議のうえ、その生徒の入学を取り消す。
- (4) 高等学校長は、入学後の生徒について、できる限り早い時期にその健康状態を把握すること。

調査書、推薦書の作成要領

1 作成上の全般的留意事項

文字は原則として常用漢字及び現代かなづかいを用い、楷書でわかりやすくペン書きにする。
なお、必要に応じてゴム印を押してもよい。

2 記入上の留意事項

(1) 調査書「総合所見」欄

各教科や総合的な学習の時間、特別活動及び性格行動等について、生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の優れた点や長所を積極的に評価し、その特質を明らかにすると思われる事項を具体的に記入する。

(2) 推薦書

生徒の障害の状況、及び仲間づくり、交流活動、志願する高校との連携など中学校における取組について、できるだけ詳細に記入する。

平成16年度

調 査 書

受検番号	判 定

入学者選抜の種類	知的障害のある生徒の 高等学校受入れに係る 調査研究校入学者選抜	課 程	全 日 制
----------	--	-----	-------

ふりがな	性別	現住所	平成 16 年 3 月 卒業見込み
氏 名			
昭和・平成	年 月 日生		

総 合 所 見

各教科の学習、総合的な学習の時間に関する所見

特別活動や校外での活動に関する所見

生徒の良さや優れた点、成長の状況に関する所見

本書の記載事項に誤りのないことを証明する。

平成 16 年 月 日

学校所在地

中学校名

校長氏名印

平成16年 月 日

-----高等学校長 様

中学校名 -----

校長氏名 ----- 印

知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る 調査研究校への入学志願について(推薦)

下記の者を調査研究校への志願者として推薦します。

記

本人	氏名		本校卒業 年 月	平成16年3月 卒業見込み
	現住所			
保護者	氏名		本人との 関係	
	現住所			
推薦する理由				

裏面も記入すること。欄が不足する場合は別紙を添付してもよい。

(様式2裏)

障害の状況および中学校での取組

入学志願書

平成 16 年 月 日

-----高等学校長様

受 検 番 号

生徒氏名 -----

保護者氏名 ----- □

貴校 全日制の課程 -----科 (知的障害のある
 生徒の高等学校受入れに係る調査研究) 第1学年に入学いたした
 いのでお願いします。

写 真 欄
1 縦4.5cm~5cm、横 3.5cm~5cmを原則と する。
2 上半身、正面、無帽
3 最近3か月以内の 撮影によるものをは りつける。
4 白黒、カラーを問 わない。

本 人	ふりがな	性別	現住所 〒
	氏名		
	昭和・平成	年 月 日生	
	中学校 平成 16 年 3 月 卒業見込み		
保 護 者	ふりがな	本人との関係 ()	
	氏名	現住所	

出身中学校所在地 〒 (電話 - -)

中学校名 -----

校長氏名 ----- □

中学校等コード番号

--	--	--	--

(様式1裏)

1 大阪府立の高等学校に出願する場合

指定された金融機関窓口において、入学検定料をあらかじめ納入し、その「納付書兼領収証書」を下の貼付欄に貼り付けて出願してください。

(1) 入学検定料の金額は、2,200円であり、全日制の課程、多部制単位制用の「納付書兼領収証書」を用いて納入してください。

(2) 納付できる金融機関

国内所在の店舗で納付できる金融機関

- ・都市銀行、長期信用銀行、商工中央金庫
- ・地方銀行、第二地方銀行、信託銀行（大阪府内に支店のあるものに限る）

大阪府内所在の店舗で納付できる金融機関

- ・信用金庫、信用組合、農業協同組合、労働金庫（大阪府内所在の店舗）

上記金融機関のほとんどで納付できますが、郵便局での取扱いはできません。

2 市立桜宮高等学校に出願する場合

入学検定料は出願時に当該高等学校において現金で納付してください。金額は上記府立の場合と同じです。

「納付書兼領収証書」貼付欄

府立の知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究校入学者選抜に出願する場合のみ「納付書兼領収証書」をはりつけてください。

のりしろ

のりしろ

(様式4) A4版

<知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究校入学者選抜用>

※印は志願先高等学校で記入する

受験番号	※
------	---

自己申告書

平成 16 年 月 日

高等学校長 様

下記のとおり、申告します。

氏名

記

○ この高校を受験しようと思った理由は何ですか。

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

(注意) 志願者本人が書いてください。保護者に手伝ってもらってもかまいません。

また、裏も書いてください。

(様式 4 裏)

- 中学校の学習の中で、あなたががんばったと思うことや、やってよかったと思うことを書いてください。

Four horizontal dashed lines for writing.

- クラブなど中学校での活動、学校以外の場所での活動などで、あなたががんばったと思うことや、やってよかったと思うことを書いてください。

Four horizontal dashed lines for writing.

- 高校でやってみたいことは何ですか。

Four horizontal dashed lines for writing.

(注意) 志願者本人が書いてください。保護者に手伝ってもらってもかまいません。

知的障害のある生徒の後期中等教育に関するアンケート及び結果

大阪府学校教育審議会障害教育専門部会

1.はじめに

大阪府学校教育審議会障害教育専門部会では、平成12年7月に大阪府教育委員会より知的障害のある児童生徒の後期中等教育の充実方策について「諮問を受け、審議テーマを以下の二つとして審議してきた。

テーマ1 高等学校における知的障害のある児童生徒の受入れ方策について

テーマ2 養護学校高等部の今日的課題に対する改善方策について

このうち、テーマ1については、具体的・実証的な研究を基礎とした検証を行うため、平成13年4月より概ね5年間を期間として調査研究を実施しており、平成17年度の早期に最終報告を取りまとめる予定となっている。また、テーマ2については、審議を重ね、平成14年3月26日に答申を行っている。

今回のアンケートは、テーマ1の最終報告に向けた審議の参考とするため、府内の養護学校中学部、中学校養護学級に在籍する3年生の保護者を対象に、平成16年7月に実施したものである。

2. アンケートの実施と回収

今回のアンケートは、府内の養護学校中学部、中学校養護学級に在籍する3年生の保護者を対象に実施した。実施した手順については、実施要項を最後に資料として添付しているので参照していただきたい。

アンケートの対象者数は、中学校在籍者は685人、養護学校在籍者は445人で、計1,130人であった。このうち、アンケートの回答を寄せていただいた数は、中学校在籍者は477人(回収率69.6%)、養護学校在籍者は208人(回収率46.7%)で、計719人(回収率は63.6%)であった。(表1参照)

表1 アンケートの対象者と回答数 (人)

	対象者	回答数	
中学校	685	477	69.6%
養護学校中学部	445	236	46.7%
未記入		6	
計	1,130	719	63.6%

3. アンケートの結果

今回のアンケートは、知的障害に関するものであるため、結果については、次のような形態の表にして表すことにした。表2を参考にご覧いただきたい。まず、左に全体の集計結果を示し、その右横に、全体のうち障害の種別を聞く質問で「知的障害がある」と回答した人の集計、その右横に、「知的障害がある」と回答した人のう

ち、養護学校在籍者と中学校の養護学級在籍者の集計結果を示した。

今回のまとめでは、このような方法を用いて、ほとんどの質問について結果を示している。

	全体		知的障害		養護学校		養護学級	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
視覚障害	3	0%	0	0%	0	0%	0	0%
聴覚障害	16	2%	4	1%	3	1%	1	0%
知的障害	518	72%	518	100%	208	100%	310	100%
肢体不自由	104	14%	54	10%	33	16%	21	7%
内部障害	11	2%	4	1%	1	0%	3	1%
情緒障害	28	4%	13	3%	6	3%	7	2%
言語障害	15	2%	11	2%	6	3%	5	2%
その他	77	11%	9	2%	4	2%	5	2%
未記入	50	7%	0	0%	0	0%	0	0%
計	822	114%	613	118%	261	125%	352	113%

(1)生徒の障害の状況

ア.障害の種別

障害の種別については、表2に示している。全体の集計結果を見ると、今回のアンケートの対象者で最も多いのが「知的障害」で、518人となっており、次に「肢体不自由」が104人で続いている。次に多いのが、「その他」であるが、これについては、空欄を設け記載できるようにしていたが、自閉症やLDなど軽度発達障害についての記載が多かった。なお、回答数の計は回収数を上回っているが、これは重複の障害がある場合、複数回答しているためである。

これを利用して知的障害と他の障害を併せ有する児童生徒の様子を見ると、聴覚障害が4人、肢体不自由が54人、内部障害が4人などとなっている。また、在籍別の結果を見ると、知的障害と他の障害を併せ有する生徒は、中学校よりも養護学校に多く在籍しているのがわかる。

イ.療育手帳の所持

療育手帳は、申請により知的障害のあると判定された人に発行される手帳で、障害の程度は、A(重度)、B1(中度)、B2(軽度)で示されている。

今回の結果は、表3に示しているが、全体で療育手帳を持っている人は、485人で、持っていない人は215人、知的障害があると回答した人で療育手帳を持っている人は、430人で、持っていない人は86人となっている。

次に、知的障害があると回答した人の中で、養護学校在籍者と養護学級在籍者について、療育手帳の所持の有無と判定された障害の程度についてグラフにしてみた。それが図1である。

表3 療育手帳の所持の有無

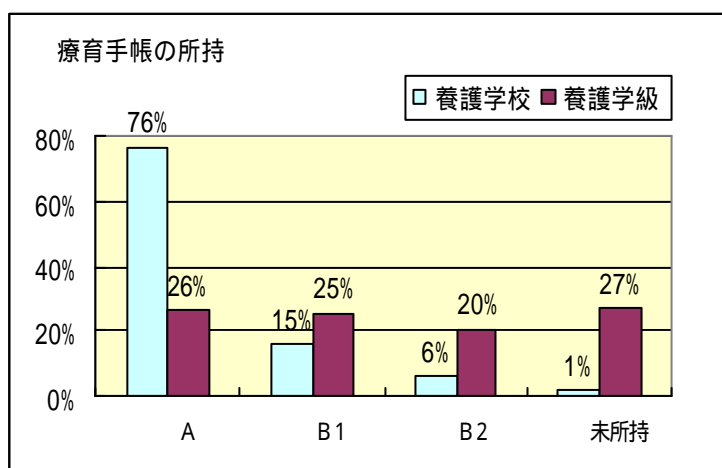
(人)

	全体		知的障害		養護学校		養護学級	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
持っている	485	67%	430	83%	203	98%	227	73%
A	266	37%	239	46%	158	76%	81	26%
B1	122	17%	111	21%	32	15%	79	25%
B2	89	12%	75	14%	12	6%	63	20%
未記入	8	1%	5	1%	1	0%	4	1%
持っていない	215	30%	86	17%	3	1%	83	27%
未記入	19	3%	2	0%	2	1%	0	0%

これを見ると、養護学校在籍者では、ほとんどの人が療育手帳を持っており、A(重度)と判定された人が76%と4分の3を超えており、養護学校には、知的障害の程度が重い児童生徒が多く在籍している結果となっている。

図1 療育手帳の有無と障害の程度

一方、中学校養護学級在籍者では、Aが26%、B1が25%、B2が20%、持っていない人が27%となっており、療育手帳を持っていない人は障害の程度が比較的軽度な人が多いことを考えると、中学校では様々な程度の知的障害のある児童生徒が在籍している結果となっている。



ウ.身体障害者手帳の所持

次に、身体障害者手帳を持っているかどうかについて質問した。結果は、表4のとおりである。先に質問したどのような障害があるかという質問の結果と概ね同じ数となっており、身体不自由により身体障害者手帳を所持している人が最も多い。

表4 身体障害者手帳の所持の有無 (人)

	全体		知的障害		養護学校		養護学級	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
持っている	141	20%	72	14%	45	22%	27	9%
視覚障害	2	0%	1	0%	1	0%	0	0%
聴覚機能障害	15	2%	5	1%	2	1%	3	1%
平衡機能障害	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
内部障害	11	2%	6	1%	2	1%	4	1%
肢体不自由	97	13%	52	10%	35	17%	17	5%
音声機能障害	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
言語機能障害	3	0%	1	0%	0	0%	1	0%
そしゃく機能障害	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
上記の重複	10	1%	5	1%	3	1%	2	1%
未記入	3	0%	2	0%	2	1%	0	0%
持っていない	508	71%	396	76%	148	71%	248	80%
未記入	70	10%	50	10%	15	7%	35	11%

エ.精神障害者保健福祉手帳の所持

次に、精神障害者保健福祉手帳の所持について尋ねた。結果は、表5に示しているが、若干名の所持者がいることがわかる。

表5 精神障害者保健福祉手帳の所持の有無 (人)

	全体		知的障害		養護学校		養護学級	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
持っている	5	1%	4	1%	3	1%	1	0%
持っていない	644	90%	465	90%	181	87%	284	92%
未記入	70	10%	49	9%	24	12%	25	8%

(2)学校での状況

ア.各学年で在籍した学校および学級種別

表6 各学年で在籍した学校および学級種別 (人)

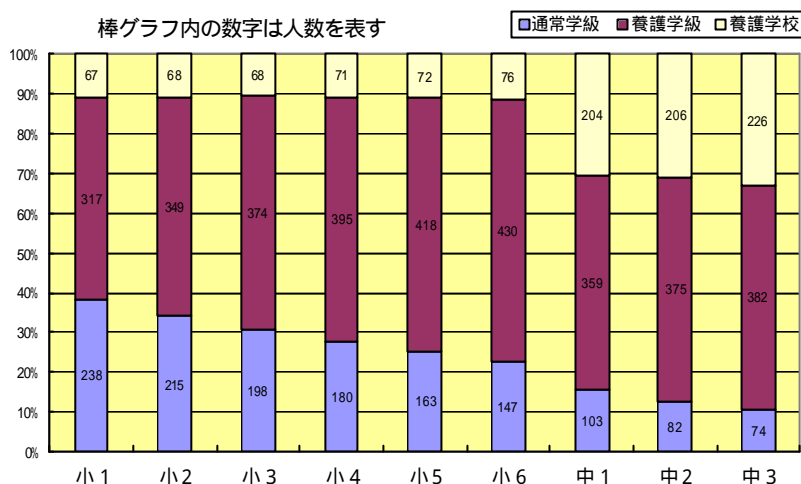
			小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
			人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
大阪府内	小中学校	通常学級	238	215	198	180	163	147	103	82	74
			33%	30%	28%	25%	23%	20%	14%	11%	10%
	養護学級	317	349	374	395	418	430	359	375	382	
		44%	49%	52%	55%	58%	60%	50%	52%	53%	
	養護学校	67	68	68	71	72	76	204	206	226	
		9%	9%	9%	10%	10%	11%	28%	29%	31%	
盲・聾学校	1	1	1	1	1	1	0	0	0		
	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
他府県の学校	14	12	10	7	5	4	2	0	0		
	2%	2%	1%	1%	1%	1%	0%	0%	0%		
未記入	82	74	67	65	60	61	51	56	37		
	11%	10%	9%	9%	8%	8%	7%	8%	5%		

次に、学校での状況に関わる質問を行った。まず最初は、学校での在籍状況である。この質問では、小学1年生から中学3年生まで各学年でどの学校(学級)に在籍していたのかを尋ねた。回答欄は、大阪府内の小中学校通常学級、小中学校養護学級、養護学校、盲・聾学校、他府県の学校の5つから、各学年ごとに選んでもらう形式とした。その回答を集計したのが、表6である。このうち小中学校通常学級、小中学校養護学級、養護学校だけを取り出し、各学年別に百分率でグラフにしたのが図2である。

このグラフを見ると、養護学校と小中学校の在籍状況を比較すると、小学校段階では約90%が小学校、約10%が養護学校となっており、中学校段階になると、約70%が中学校、約30%が養護学校となっている。

在籍比率では、小学校1年生では養護学級在籍者は約50%であるが、小学校6年生では約65%と年々上がっている。中学校になると、1年生では約54%に下がり、2年生、3年生でになってほぼ同率となっている。

図2 学年別在籍状況



イ. 学校での活動

次に、学校での活動の様子について、一人で活動できるのか、介助や補助が必要であるのかについて質問した。その結果が、表7である。介助や補助が必要な児童生徒は全体で53%、知的障害のある児童生徒で59%となっている。さらに知的障害があり養護学校に在籍している生徒では、67%が何らかの介助や補助を必要としていることがわかる。

表7 学校での活動の様子

(人)

	全体		知的障害		養護学校		養護学級	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
介助がなくても、他の生徒と一緒に活動できる	302	42%	200	39%	63	30%	137	44%
介助や補助は時々いるが、他の生徒と一緒に活動ができる	274	38%	217	42%	80	38%	137	44%
1対1の介助や補助があると活動ができる	108	15%	87	17%	60	29%	27	9%
その他	18	3%	10	2%	4	2%	6	2%
未記入	17	2%	4	1%	1	0%	3	1%

ウ.学習活動の様子

この項目については、他の児童生徒と共に学習活動を行っているのかどうかを探るため、中学校に在籍している児童生徒にのみの回答とした。質問としては、学習内容と学習活動に分け、他の児童生徒と同様にしているのか、それとも養護学級単独で学習しているのかを尋ねた。表8はそれらの結果である。

まず、学習内容であるが、すべての教科で他の生徒と同じ内容の学習をしている人は、全体で18%、知的障害のある児童生徒で10%、一部の教科で他の生徒と同じ内容を学習している人は全体で70%、知的障害で79%となっており、併せると、全体、知的障害のある生徒とも90%近い数字となっている。

また、学習形態においても、常に、または教科により他の生徒と一緒に学習していると回答した人は90%を超えており、小中学校では、障害のあるなしにかかわらず、共に学ぶ方向で学習が進められている状況となっている。

表8 学習内容、及び学習活動の状況 (中学校のみ)

(人)

		全体		知的障害	
		人数	割合	人数	割合
学習内容	全ての教科で、皆と一緒に内容を学習している	85	18%	30	10%
	教科によっては、皆と同じ内容を学習している	333	70%	244	79%
	全ての教科で、皆とは違う内容を学習している	51	11%	34	11%
	未記入	8	2%	2	1%
学習活動	常に通常の学級で、皆と一緒に学習している	92	19%	40	13%
	教科によっては、通常の学級で皆と一緒に学習している	348	73%	254	82%
	常に別室で、個別または少人数で学習をしている	26	5%	11	4%
	未記入	11	2%	5	2%

エ.コミュニケーションの状況

家族以外の人と接するときに、生徒が自分の意思や意見を伝えたり、相手の話す内容を理解するときの状況について質問した。

まず、自分の意思や意見を伝える時の状況についての結果が表9であるが、自由に、または何とか言葉で意思や意見を伝えることができる人は、全体で67%、知的障害のある人で63%、そのうち、養護学校に在籍する人だけでは43%、中学校養護学級に在籍する人だけでは77%となっており、中学校の方が養護学校よりも言葉でコミュニケーションをとれる生徒が多い状況となっている。

表9 自分の意思や気持ちを家族以外の人に伝える時の状況

(人)

	全体		知的障害		養護学校		養護学級	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
自分の意思や気持ちを自由に言葉で伝えることができる	223	31%	114	22%	26	13%	88	28%
自分の意思や気持ちを何とか言葉で伝えることができる	256	36%	214	41%	63	30%	151	49%
自分の意思や気持ちを表情や動作で示すことができる	107	15%	89	17%	52	25%	37	12%
自分の意思や気持ちを伝えることが難しい	88	12%	74	14%	48	23%	26	8%
その他	11	2%	7	1%	2	1%	5	2%
未記入	34	5%	20	4%	17	8%	3	1%

次に、相手の意思を理解する状況についてであるが、結果は表10に示している。日常のやり取りを理解できる生徒を見ると、全体では61%、知的障害のある人では55%、そのうち養護学校在籍者だけでは38%、中学校養護学級在籍者では67%となっており、意思や意見を伝えるときと同様、中学校の方が養護学校よりも日常のやり取りが理解できる生徒が多い状況となっている。

表10 家族以外の人々の意思を理解することについての状況 (人)

	全体		知的障害		養護学校		養護学級	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
日常生活でのやり取りは理解できる	435	61%	286	55%	79	38%	207	67%
相手の示す簡単な内容は理解できる	183	25%	157	30%	70	34%	87	28%
あまり理解できない	61	8%	51	10%	40	19%	11	4%
その他	8	1%	5	1%	2	1%	3	1%
未記入	32	4%	19	4%	17	8%	2	1%

(3) 生徒の進路希望

ア. 中学校、または養護学校中学部を卒業した後の進路希望

表11 中学校、または養護学校中学部を卒業した後の進路希望 (人)

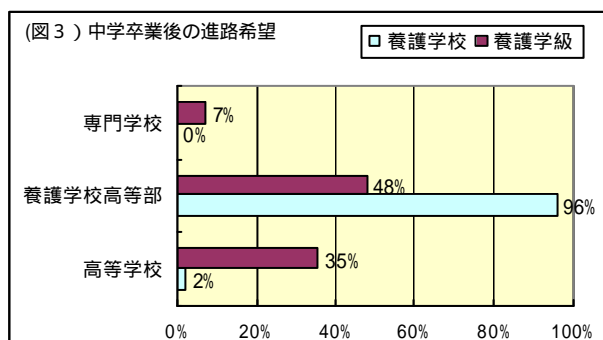
	全体		知的障害		養護学校		養護学級	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
高等学校へ進学させたい	215	30%	115	22%	5	2%	110	35%
全日制	179	25%	98	19%	3	1%	95	31%
定時制	5	1%	0	0%	0	0%	0	0%
通信制	5	1%	3	1%	0	0%	3	1%
未記入	26	4%	14	3%	2	1%	12	4%
養護学校高等部へ進学させたい	411	57%	348	67%	199	96%	149	48%
専門学校(高等課程)に進学	38	5%	23	4%	0	0%	23	7%
企業に就職させたい	12	2%	7	1%	0	0%	7	2%
家業を手伝わせたい	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
その他	22	3%	16	3%	2	1%	14	5%
未記入	21	3%	9	2%	2	1%	7	2%

中学校、または養護学校中学部を卒業した後の進路について、最も希望に近いものを一つ回答してもらった。結果は、表11のとおりである。全体としては、養護学校への進学希望者が最も多く57%と半数を超えており、次に高等学校への進学(30%)、専門学校への進学(5%)と続いている。

また、知的障害のある人だけに注目してみると、高等部への進学希望者は67%、高校への進学希望者は22%となっている。

さらに、在籍別に結果を見ると、養護学校在籍者は、96%とほぼすべての人が養護学校高等部への進学を考えている。

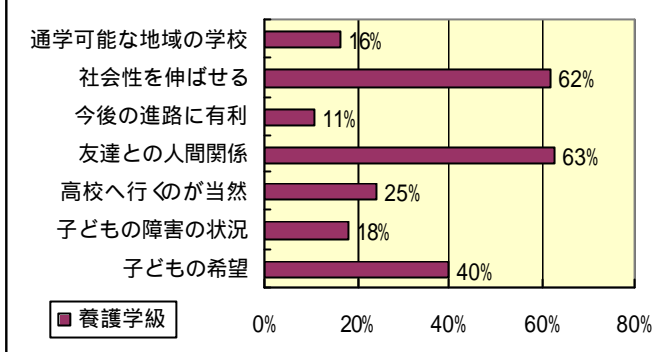
一方、中学校養護学級在籍者では、養護学校高等部への進学希望者が48%と最も多く、高等学校への進学希望者は3



5%、専門学校希望者は7%となっており、進路希望は分かれた状態となっている。これについては、図3にグラフ化している。

次に、前の質問で、「高等学校」を選んだ人に、その理由について考えに近いものを3つまで選んでもらった。その結果は表12に示している。これによると、全体及び知的障害のある人ともに、半数以上の人々が「友達との人間関係が広がるから」と「社会性を伸ばすことができるから」を理由としてあげている。また、次いで「子どもが希望しているから」が続いている。

(図4)進路希望で高校を選んだ理由(10%以上)



知的障害のある人で、回答が10%以上ある項目のみを取り上げてグラフ化したのが図4である。なお、養護学校在籍者は5名と少数であったため、養護学級在籍者のみグラフにした。

表12 進路希望で高等学校を選んだ理由 (人)

	全体		知的障害		養護学校		養護学級	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
子どもが希望しているから	99	46%	44	38%	0	0%	44	40%
子どもの障害の状況を考えて	34	16%	21	18%	1	20%	20	18%
高等学校に行くのが当然だと思っているから	36	17%	28	24%	1	20%	27	25%
個に応じたきめ細かな教育が期待できるから	8	4%	6	5%	1	20%	5	5%
大学進学に向けた指導が期待できるから	6	3%	0	0%	0	0%	0	0%
ゆったりとした学校生活を送らせたいから	9	4%	5	4%	1	20%	4	4%
友達などの人間関係が広がるから	120	56%	73	63%	4	80%	69	63%
子どもの今後の進路に有利になるから	33	15%	13	11%	1	20%	12	11%
社会性を伸ばすことができると考えるから	116	54%	71	62%	3	60%	68	62%
学習する内容が豊富だと考えるから	14	7%	5	4%	1	20%	4	4%
職業的な教育が充実していると考えから	12	6%	7	6%	1	20%	6	5%
通学可能な地域にある学校に通わせたいから	33	15%	18	16%	0	0%	18	16%
教育設備が充実しているから	2	1%	1	1%	0	0%	1	1%
他の保護者の意見を参考にしして	4	2%	3	3%	0	0%	3	3%
その他	17	8%	8	7%	0	0%	8	7%
未記入	2	1%	0	0%	0	0%	0	0%

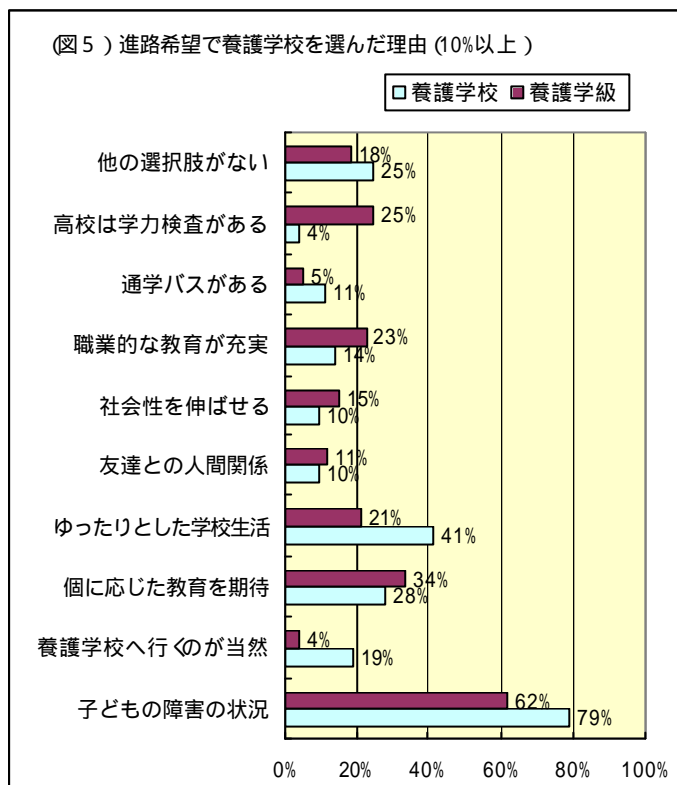
次に、「養護学校高等部」を選んだ人に、その理由について考えに近いものを3つまで選んでもらった。その結果が表13である。これによると、全体、知的障害がある人とも最も多いのが、「子どもの障害の状況を考えて」という回答であり、約70%という数字となっている。次いで、「ゆったりとした学校生活を送りたいから」という回答が続き、回答者の約3分の1がこれを選んでいる。

また、「個に応じた教育に期待」や「職業的な教育が充実」という積極的な選択がある反面、「高校には学力検査がある」や「他の選択肢がない」という消極的な選択も少なからず見られる。

表13 進路希望で養護学校高等部を選んだ理由

(人)

	全体		知的障害		養護学校		養護学級	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
子どもが希望しているから	29	7%	21	6%	10	5%	11	7%
子どもの障害の状況を考えて	283	69%	249	72%	157	79%	92	62%
養護学校に行くのが当然だと思っているから	47	11%	43	12%	37	19%	6	4%
個に応じたきめ細かな教育が期待できるから	130	32%	106	30%	56	28%	50	34%
大学進学に向けた指導が期待できるから	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
ゆったりとした学校生活を送りたいから	134	33%	113	32%	82	41%	31	21%
友達などの人間関係が広がるから	42	10%	36	10%	19	10%	17	11%
子どもの今後の進路に有利になるから	42	10%	36	10%	16	8%	20	13%
社会性を伸ばすことができると考えるから	51	12%	41	12%	19	10%	22	15%
学習する内容が豊富だと考えるから	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
職業的な教育が充実していると考えから	73	18%	61	18%	27	14%	34	23%
通学可能な地域にある学校に通わせたいから	12	3%	11	3%	5	3%	6	4%
教育設備が充実しているから	6	1%	5	1%	5	3%	0	0%
養護学校は通学バスがあるから	39	9%	29	8%	22	11%	7	5%
必要となる教育費を考えて	2	0%	2	1%	0	0%	2	1%
高校に進学させたいが、高校は学力検査があるため	52	13%	45	13%	8	4%	37	25%
他の保護者の意見を参考にして	7	2%	5	1%	3	2%	2	1%
他に選択肢がないから	81	20%	77	22%	50	25%	27	18%
その他	23	6%	18	5%	8	4%	10	7%
未記入	4	1%	4	1%	2	1%	2	1%



知的障害のある人の回答で10%を越えている回答について、養護学校在籍者、中学校在籍者の別にグラフにしたのが、図5である。

養護学校在籍者、養護学級在籍者とも、「子どもの障害の状況を考えて」という回答が最も多く、養護学校在籍者では79%、養護学級在籍者では62%となっている。

しかし、2番目以降の理由では、養護学校在籍者と中学校養護学級在籍者では傾向の違いがあり、養護学校在籍者は「ゆったりした学校生活」が41%、「個に応じた教育に期待」が28%、「他の選択肢がない」25%となっているが、養護学級在籍者では、「個に応じた教育に期待」が34%、「高校は学力検査がある」が25%、「職業的な教育が充実」が23%となっている。

(4) 知的障害のある児童生徒の高等学校受入れに係る調査研究校について

ア. 調査研究の実施について

平成13年度から調査研究を実施し、知的障害のある生徒の高等学校へ入学していることについて知っているかどうか質問した。その結果が表14である。また、「知っている」と回答した人について、どのようにして知ったのかを質問した。その結果が表15である。

これらによると、全体では調査研究の実施を知っている人は50%となっており、知った経路としては「他の保護者」、「中学校」、「その他」の順になっている。その他の内容としては、新聞等の報道が多かった。なお、知的障害があり養護学校に在籍している人では、他と比較して「中学校」という回答が少なく、「その他」が多くなっているが、これは回答欄を「中学校(中学部)」としていなかったために、こうした回答になった可能性があると考えられる。

表14 知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究の実施について (人)

	全体		知的障害		養護学校		養護学級	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
知っている	360	50%	291	56%	108	52%	183	59%
知らない	329	46%	219	42%	96	46%	123	40%
未記入	30	4%	8	2%	4	2%	4	1%

表15 調査研究の実施についてどのように知ったか (人)

	全体		知的障害		養護学校		養護学級	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
中学校から聞いた	96	27%	79	27%	10	9%	69	38%
教育委員会から聞いた	9	3%	8	3%	1	1%	7	4%
調査研究報告会の案内を見て	20	6%	16	5%	4	4%	12	7%
他の保護者から聞いた	100	28%	82	28%	47	44%	35	19%
団体関係者から聞いた	38	11%	34	12%	13	12%	21	11%
その他	90	25%	66	23%	33	31%	33	18%
未記入	7	2%	6	2%	0	0%	6	3%

次に、調査研究校が通学可能な範囲にあるのか、また、通学可能な範囲をどの程度と考えているのかについて質問した。この回答結果が、表 16 と表 17 である。

これによると、「通学可能な範囲にある」と回答した人は、全体、知的障害のある人とも 26%となっている。また、「通学範囲にはない」と回答した人は、全体で 41%、知的障害のある人とも 46%となっており、未記入の人も全体、知的障害のある人とも約 30%と多かった。

次に通学可能な範囲についての考え方であるが、全体では、「交通機関を利用して 30 分以内」が 46%、「60 分以内」が 26%となっており、あとは未記入が多いことから、ほとんどの人は通学範囲として 60 分以内を想定していると考えられる。

表 16 調査研究校が、通学可能な範囲にあるか (人)

	全体		知的障害		養護学校		養護学級	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
通学可能な範囲内にある	186	26%	134	26%	30	14%	104	34%
通学可能な範囲内にはない	296	41%	236	46%	109	52%	127	41%
未記入	237	33%	148	29%	69	33%	79	25%

表 17 通学可能な範囲はどの程度を考えるか (人)

	全体		知的障害		養護学校		養護学級	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
交通機関などを利用して 30 分以内	329	46%	256	49%	101	49%	155	50%
交通機関などを利用して 60 分以内	189	26%	130	25%	36	17%	94	30%
交通機関などを利用して 90 分以内	13	2%	7	1%	1	0%	6	2%
その他	51	7%	41	8%	19	9%	22	7%
未記入	137	19%	84	16%	51	25%	33	11%

(5) 今後の高等学校および養護学校高等部の教育について

ア. 知的障害のある生徒の高等学校段階における教育について

次に、知的障害のある生徒の高等学校段階における教育の今後のあり方について、どのように考えるのかを質問した。その回答結果が表 18 である。

表 18 知的障害のある生徒の高等学校段階における教育の今後のあり方について (人)

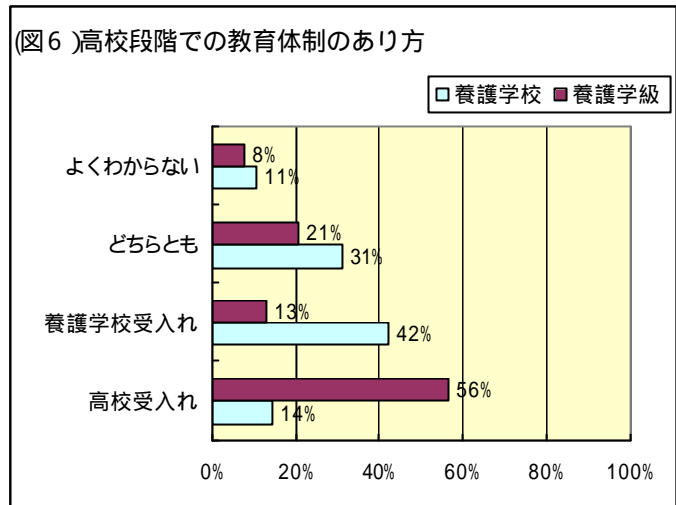
	全体		知的障害		養護学校		養護学級	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
どちらかといえば、高等学校で受け入れ、教育内容を充実すべきである	283	39%	205	40%	30	14%	175	56%
どちらかといえば、養護学校で受け入れ、教育内容を充実すべきである	154	21%	128	25%	88	42%	40	13%
どちらともいえない	163	23%	128	25%	64	31%	64	21%
よくわからない	82	11%	46	9%	22	11%	24	8%
未記入	37	5%	11	2%	4	2%	7	2%

これによると、全体、知的障害のある人とも、約 40%は「どちらかといえば高等学校で受入れ」と考えており、「どちらかと言えば養護学校で受入れ」と考えている人は25%程度となっている。

次に、知的障害のある人で養護学校在籍者と中学校養護学級在籍者とを比較したのが図6である。

これを見ると、在籍による回答の違いがはっきりと現れており、養護学校在籍者では、「どちらかといえば養護学校で受入れ」が42%で一番多く、養護学級在籍者では、「どちらかといえば高等学校で受入れ」が56%と半数を超えている。2番目に続くのは、双方とも「どちらともいえない」となっている。

養護学校在籍者で「どちらかといえば高等学校で受入れ」という回答は14%、養護学級在籍者で「どちらかといえば養護学校で受入れ」という回答が13%となっており、同じ程度の数値となっている。



イ. 高等学校に望むもの

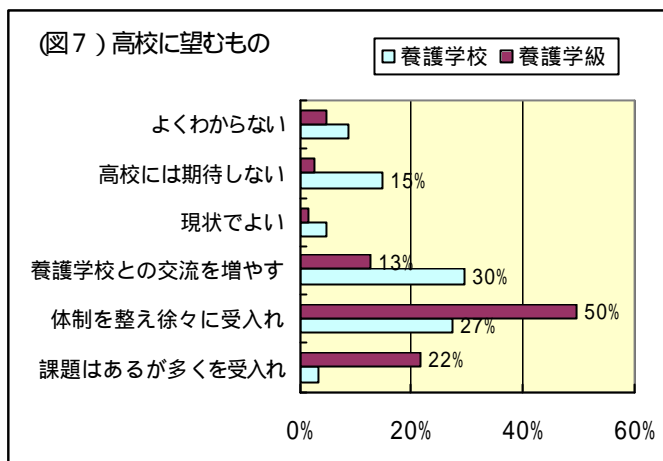
次に、養護学校高等部と高等学校における知的障害のある生徒の教育のあり方について質問した。まず、高等学校についてであるが、この結果をまとめたものが表19である。これによると、全体では「受入れ体制を十分に整え、受入れ校を徐々に増やすべき」という回答が39%と最も多く、次に「養護学校とともに活動する高校を増やすべき」(18%)という答えが続いている。「課題はあっても、多くの高校で受け入れるべき」という回答は14%と3番目になっているが、1番の「受入れ体制を十分に整え、受入れ校を徐々に増やすべき」と併せると、高校での受入れを望む声は53%となり、半数を超えるものとなっている。

表19 高校学校における知的障害のある生徒の教育のあり方について (人)

	全体		知的障害		養護学校		養護学級	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
課題はあっても、多くの学校で知的障害のある生徒を受け入れるべきである	102	14%	75	14%	7	3%	68	22%
知的障害のある生徒の受入れ体制を十分に整え、受入れ校を徐々に増やすべきである	284	39%	211	41%	57	27%	154	50%
養護学校の生徒と授業や課外活動などで共に活動する高校を増やすべきである	129	18%	102	20%	62	30%	40	13%
現状のままでよいと思う	20	3%	14	3%	10	5%	4	1%
高等学校にはあまり期待していない	48	7%	39	8%	31	15%	8	3%
よくわからない	54	8%	32	6%	18	9%	14	5%
その他	33	5%	24	5%	9	4%	15	5%
未記入	49	7%	21	4%	14	7%	7	2%

また、知的障害のある人で養護学校在籍者と養護学級在籍者の比較を行ったものが図7である。これについても、在籍により回答が違う傾向が現れており、養護学校在籍者では、「養護学校とともに活動する高校を増やすべき」が30%で最も多く、次に「受入れ体制を十分に整え、受入れ校を徐々に増やすべき」が27%、「高校には期待しない」が15%と続いている。

一方、養護学級在籍者では、「受入れ体制を十分に整え、受入れ校を徐々に増やす」が50%、次に「課題はあるが、多くの学校で受入れ」が22%、「養護学校とともに活動する高校を増やすべき」が13%と続いており、70%以上が、高校での知的障害者の受入れを望んでいる。



ウ. 養護学校に望むもの

次に、養護学校に望むものであるが、その集計結果が表20である。

全体の集計結果では「生活自立や職業自立をめざした教育を充実させるべき」が58%と半数を超えており、続いて「小・中学校や高校との交流を積極的に行うべき」が10%となっている。これは、知的障害のある人を在籍別に比較しても同じような数値となっている。

ただ、知的障害のある人で養護学級在籍者の回答で、「教科学習に力をいれ、学力を伸ばす教育を行うべき」といふ答えが11%と二桁の数値となっており、他と比較して大きくなっている。

表20 養護学校における知的障害のある生徒の教育のあり方について (人)

	全体		知的障害		養護学校		養護学級	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
生活自立や職業自立をめざした教育を充実させるべきである	420	58%	313	60%	139	67%	174	56%
教科学習に力をいれ、学力を伸ばす教育を行うべきである	60	8%	44	8%	10	5%	34	11%
小・中学校や高校との交流を積極的に行うべきである	74	10%	61	12%	23	11%	38	12%
現状のままでよいと思う	19	3%	12	2%	12	6%	0	0%
養護学校にはあまり期待していない	16	2%	14	3%	4	2%	10	3%
よくわからない	53	7%	25	5%	4	2%	21	7%
その他	28	4%	26	5%	10	5%	16	5%
未記入	49	7%	23	4%	6	3%	17	5%

(6) 高等学校、または養護学校高等部を卒業した後の進路について

次に、高等学校、または養護学校高等部を卒業した後の進路について、最も希望に近いものを一つ選んでもらった。これをまとめたものが表21である。

全体の結果を見ると、最も多いのが「職業訓練校に進学させたい」で23%、次に続くのが「企業に就職させたい」で20%となっている。これは知的障害のある人の結果もほぼ変わらない。しかし、「大学や専門学校へ進学させたい」については、知的障害のある人の意見は全体の意見よりも少なくなっている一方、「授産施設に通わせたい」「更生施設に通わせたい」という意見は知的障害のある人のほうが全体の意見よりも多い。

さらに知的障害のある人を在籍別に見ていくと、在籍により意見が顕著に分かれている。これについては図8に示している。グラフで明らかなように、「小規模作業所」「更生施設」「授産施設」の希望者は養護学校在籍者の方が多く、「企業就職」「職業訓練校」「進学」の希望者は養護学級在籍者の方が多くなっている。

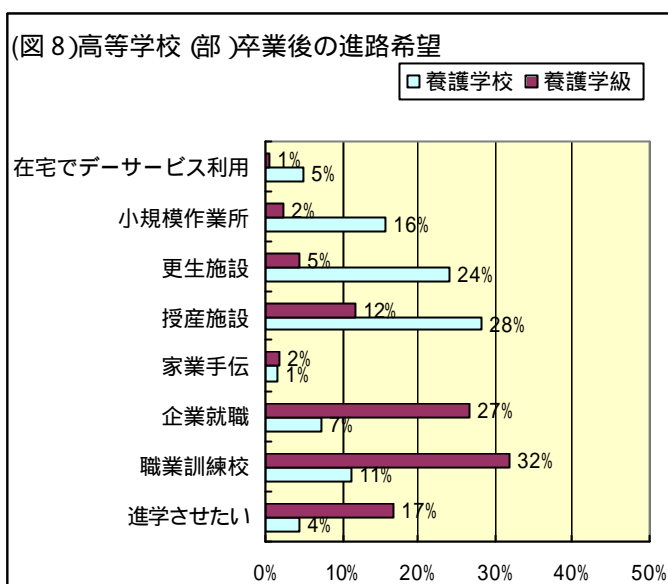


表21 高等学校、または養護学校高等部を卒業した後の進路について (人)

	全体		知的障害		養護学校		養護学級	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
大学や専門学校に進学させたい	120	17%	61	12%	9	4%	52	17%
四年制大学	22	3%	8	2%	1	0%	7	2%
短期大学	4	1%	2	0%	0	0%	2	1%
専修・専門学校	45	6%	23	4%	0	0%	23	7%
未記入	49	7%	28	5%	8	4%	20	6%
職業訓練校に進学させたい	162	23%	122	24%	23	11%	99	32%
一般対象	25	3%	14	3%	0	0%	14	5%
障害者対象	96	13%	82	16%	18	9%	64	21%
未記入	41	6%	26	5%	5	2%	21	7%
企業に就職させたい	142	20%	98	19%	15	7%	83	27%
家業を手伝わせたい	11	2%	9	2%	3	1%	6	2%
授産施設に通わせたい	102	14%	95	18%	59	28%	36	12%
通所を希望	63	9%	59	11%	32	15%	27	9%
入所を希望	13	2%	10	2%	7	3%	3	1%
未記入	26	4%	26	5%	20	10%	6	2%
更生施設に通わせたい	68	9%	64	12%	50	24%	14	5%
通所を希望	32	4%	31	6%	27	13%	4	1%
入所を希望	19	3%	17	3%	11	5%	6	2%
未記入	17	2%	16	3%	12	6%	4	1%
小規模作業所に通わせたい	49	7%	40	8%	33	16%	7	2%
在宅で家事を手伝わせたい	3	0%	3	1%	0	0%	3	1%
在宅でサービスを利用	18	3%	12	2%	10	5%	2	1%
その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
未記入	44	6%	14	3%	6	3%	8	3%

(7) 子どもの将来についての希望や意見

(8) 障害教育に関する意見

これらの項目については、自由記述として希望や意見をきいた。(7)では全体で 321 人、(8)では全体で 269 人が意見を書いていただいていた。質問は、(7)は子どもの将来について、(8)は障害教育全般についての質問であったが、(7)と(8)の回答の多くのが、両方に関わる意見が書かれていたので、ここでは併せて集計することにした。

回答内容を読み、その内容別に分類して数えるという方法で集計しており、一つの回答で内容が複数の項目が書かれている場合には、それぞれ一つとして集計している。その結果が表 22 であり、意見の多い順に並べている。

全体での結果によると、高校(高等部)卒業後の進路に関して、「福祉関係の施設が不足しており充実を」(20%)と「働ける職場の拡大。充実。」(17%)が意見としては多くなっている。また、知的障害のある人で養護学校在籍者では、「福祉関係の施設が不足しており充実を」(48%)が最も多く半数近くになっており、養護学級在籍者では、「高校へ進学希望。受入れの充実を」(20%)が最も多くなっている。

表 22 子どもの将来についての希望や意見、及び障害教育に関する意見

(人)

0	回答総数	全体		知的障害		養護学校		養護学級	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1	福祉関係施設が不足。充実してほしい	63	20%	58	22%	46	48%	12	7%
2	働ける職場の拡大。充実。	55	17%	45	17%	19	20%	26	16%
3	職業を持ち、社会貢献してほしい	51	16%	40	15%	15	16%	25	15%
4	高校(高等部)卒業後の生活が不安	48	15%	43	17%	20	21%	23	14%
5	高校進学希望。受入れの充実を。	36	11%	33	13%	0	0%	33	20%
6	自立生活を送ってほしい	35	11%	28	11%	5	5%	23	14%
7	障害者が住みやすい社会を実現したい	33	10%	28	11%	9	9%	19	12%
8	職業技術の教育や施設を充実してほしい	19	6%	15	6%	4	4%	11	7%
9	持てる能力を伸ばしてほしい	16	5%	11	4%	3	3%	8	5%
10	進路選択の選択肢を充実させてほしい	15	5%	13	5%	3	3%	10	6%
11	進路等の情報が不足。情報提供してほしい	12	4%	10	4%	3	3%	7	4%
12	軽度発達障害の理解啓発と進路の充実を	11	3%	8	3%	1	1%	7	4%
13	充実した楽しい日々を送ってほしい。	11	3%	11	4%	5	5%	6	4%
14	未定。思案している。	10	3%	8	3%	2	2%	6	4%
15	個人として子どもの意思を尊重したい(してほしい)	10	3%	7	3%	2	2%	5	3%
16	個に応じた教育をしてほしい	10	3%	6	2%	3	3%	3	2%
17	進学についての不安	9	3%	6	2%	0	0%	6	4%
18	安心して生活できる支援体制を充実してほしい	8	2%	6	2%	2	2%	4	2%
19	高校の施設や体制を改善してほしい	7	2%	0	0%	0	0%	0	0%
20	他の子どもたちと同じように考えている(ほしい)	5	2%	5	2%	1	1%	4	2%
21	通学保障を充実してほしい	4	1%	3	1%	0	0%	3	2%
22	養護学校に進学する	4	1%	4	2%	1	1%	3	2%
23	高校(高等部)卒業後の教育機関の充実	4	1%	4	2%	1	1%	3	2%
24	ゆったりとした教育を受けさせたい	3	1%	3	1%	1	1%	2	1%
25	養護学校の拡大と充実	3	1%	1	0%	1	1%	0	0%
26	保護者や専門機関との連携を深めてほしい	3	1%	2	1%	2	2%	0	0%
27	交流教育を充実してほしい	3	1%	3	1%	1	1%	2	1%
28	放課後や休日の活動を増やしてほしい	2	1%	1	0%	1	1%	0	0%
29	養護学校の通学区域を柔軟にしてほしい	2	1%	2	1%	0	0%	2	1%
30	いくつになっても親子で暮らしたい	2	1%	1	0%	1	1%	0	0%
31	周囲の人たちの理解を深めてほしい	2	1%	1	0%	0	0%	1	1%
32	教員の資質向上が必要	1	0%	1	0%	0	0%	1	1%
33	自己選択できる能力をつけてほしい	1	0%	0	0%	0	0%	0	0%
34	生活できるだけの保障がほしい	1	0%	1	0%	1	1%	0	0%
35	社会性を伸ばしてほしい	1	0%	1	0%	0	0%	1	1%
36	学力を充実させてほしい	1	0%	1	0%	0	0%	1	1%

(9) 回答者の住居地と回答数

最後に回答者の住居地を尋ねた。回答では住居地の市町村名を書いてもらったが、集計は各府民センターが管轄する地域（大阪市以外の養護学校の通学区域や高校の通学区域にほぼ一致）と大阪市内に分類して集計した。その結果が表24である。

なお、アンケート用紙に住居地が記入されていないものもあったが、アンケートの回収は、原則として市町村教育委員会、府立養護学校単位で行ったため、その地域のものとして数えた。不明とした4通については、誤って直接、府教育委員会に送付され、住居地も記入されていない回答であった。

配布数で最も多いのは大阪市内で295部、最も少ないのは泉南地区で81部となっている。また、回収率で最も高いのは中河内地区で75%、逆に最も低いのは泉南地区で55.6%であった。

表24 居住地別配布数と回収数

(部)

地区名	配布数	回収数	回収率
大阪市	295	167	56.6%
豊能地区 (池田市、豊中市、箕面市、豊能郡)	91	64	70.3%
三島地区 (吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、三島郡)	154	108	70.1%
北河内地区 (守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四条畷市、交野市)	150	85	56.7%
中河内地区 (八尾市、柏原市、東大阪市)	104	78	75.0%
南河内地区 (松原市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、南河内郡)	122	88	72.1%
泉北地区 (堺市、泉大津市、和泉市、高石市)	133	80	60.2%
泉南地区 (岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉北郡、泉南郡)	81	45	55.6%
不明		4	
計	1130	719	63.6%

知的障害のある生徒の後期中等教育のあり方に関する
アンケート調査 実施要項

【趣旨】

現在、大阪府学校教育審議会障害教育専門部会において「知的障害のある生徒の後期中等教育の充実方策について」審議しているが、今後の審議の参考とするため、養護学校及び養護学級に在籍する生徒の保護者の意見を調査する

【対象】

府内の養護学校中学部及び公立中学校養護学級に在籍する3年生の保護者全員

【調査期間】

市町村教育委員会、府立養護学校へ発送	平成16年7月6日(火)
保護者への配布	平成16年7月13日(火)
学校での回収締切	平成16年7月20日(火)
府教育委員会の回収締切	平成16年7月30日(金)

【調査方法】

1.公立中学校養護学級

配布は、市町村教育委員会を通じて、各中学校長に依頼し、学級担任が行う。

回収は、保護者が封筒に入れ厳封の上、担任が集め、学校長が一括厳封の上、所管の市町村教育委員会に提出する。市町村教育委員会はとりまとめた後、一括厳封し府教育委員会に提出する。開封は学校教育審議会障害教育部会事務局(以下、事務局)が行う。

2.府立養護学校

配布は、学校長に依頼し、学級担任が行う。

回収は、保護者が封筒に入れ厳封の上、担任が集め、学校長がとりまとめ一括厳封の上、府教育委員会に提出する。開封は事務局が行う。

3.市立養護学校

1の中学校養護学級に準ずる

【調査集計、分析及び管理】

集計及び分析については事務局において行う。回収後の調査用紙については事務局において管理する。

【配布物】

保護者あて依頼文(A4版1枚) アンケート用紙(A4版裏表印刷3枚組)
返信用封筒(長形2号保護者用) 回収用封筒(養護学校用、及び市町村教育委員会用)
中間報告概要(A3版1枚山折 参考資料)

【備考】

この調査のテーマは知的障害のある生徒に関するものであるが、広く意見聴取を図るため、調査対象は、養護学校、養護学級に在籍する中学3年生の保護者全員を対象としている。

知的障害のある生徒の後期中等教育に関するアンケート

A 生徒の状況について

1. 生徒の状況について、記入してください。

ア 通っている学校 (中学校 養護学校中学部)

イ 障害の種別は何ですか。

視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由
 内部障害 情緒障害 言語障害 その他 ()

ウ 療育手帳をお持ちですか。

持っている (A B 1 B 2) 持っていない

エ 身体障害者手帳をお持ちですか。

持っている

視覚障害 (級) 聴覚機能障害 (級) 平衡機能障害 (級)
 内部障害 (級) 肢体不自由 (級) 音声機能障害 (級)
 言語機能障害 (級) その他 (級)

持っていない

オ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。

持っている 持っていない

2. 在籍してきた学級・学校について、学年ごとに 印を入れてください。

			小学校 (部)						中学校 (部)		
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
大阪府内	小中 学校	通常 学級									
		養護 学級									
	養護学校										
	盲・聾学校										
他府県の学校											

3. 学校での活動について教えてください。

介助がなくても、他の生徒と一緒に活動できる
 介助や補助は時々いるが、他の生徒と一緒に活動ができる
 1対1の介助や補助があると活動ができる
 その他 ()

4. 中学校に在籍している方にお尋ねします。学習活動の様子について、お子様の状況に近いものはどれですか。

ア 学習内容について

全ての教科で、皆と同じ内容を学習している

教科によっては、皆と同じ内容を学習している

全ての教科で、皆とは違う内容を学習している

イ 学習形態について

常に通常の学級で、皆と一緒に学習している

教科によっては、通常の学級で皆と一緒に学習している

常に別室で、個別または少人数で学習をしている

5. 自分の意思や気持ちを家族以外の人に伝えるとき、お子様の状況に近いものはどれですか。

自分の意思や気持ちを自由に言葉で伝えることができる

自分の意思や気持ちを何とか言葉で伝えることができる

自分の意思や気持ちを表情や動作で示すことができる

自分の意思や気持ちを伝えることが難しい

その他 ()

6. 家族以外の人々の意思を理解することについて、お子様の状況に近いものはどれですか。

日常生活でのやり取りは理解できる

相手の示す簡単な内容は理解できる

あまり理解できない

その他 ()

B あなたのお子さまの進路希望について

1. 中学校、または養護学校中学部を卒業した後の進路について、あなたの希望に最も近いものはどれですか。一つ選んでください。

高等学校へ進学させたい

希望課程を で囲んでください (全日制 定時制 通信制)

養護学校高等部へ進学させたい

専門学校 (高等課程) に進学させたい

企業に就職させたい

家業を手伝わせたい

その他 ()

2. 質問 B - 1 で、「^{こうとうがっこう} 高等学校」を選ばれた方にお尋ねします。その理由について、あなたの考えに近いものを選んでください。(3つまで)

- 子どもが希望しているから
- 子どもの障害の状況を考えて
- 高等学校に行くのが当然だと思っているから
- 一人ひとりに応じた教育が期待できるから
- 大学進学に向けた指導が期待できるから
- ゆったりとした学校生活を送らせたいから
- 友達などの人間関係が広がるから
- 子どもの今後の進路に有利になるから
- 社会性を伸ばすことができると考えるから
- 学習する内容が豊富だと考えるから
- 職業的な教育が充実していると考えられるから
- 通学できる地域にある学校に通わせたいから
- 教育設備が充実しているから
- 他の保護者の意見を参考にして
- その他 ()

3. 質問 B - 1 で、「^{ようごがっこうこうとうぶ} 養護学校高等部」を選ばれた方にお尋ねします。その理由について、あなたの考えに近いものを選んでください。(3つまで)

- 子どもが希望しているから
- 子どもの障害の状況を考えて
- 養護学校に行くのが当然だと思っているから
- 一人ひとりに応じた教育が期待できるから
- 大学進学に向けた指導が期待できるから
- ゆったりとした学校生活を送らせたいから
- 友達などの人間関係が広がるから
- 子どもの今後の進路に有利になるから
- 社会性を伸ばすことができると考えるから
- 学習する内容が豊富だと考えるから
- 職業的な教育が充実していると考えられるから
- 通学できる地域にある学校に通わせたいから
- 教育設備が充実しているから
- 養護学校は通学バスがあるから
- 必要となる教育費を考えて
- 高校に進学させたいが、高校は学力検査があるため
- 他の保護者の意見を参考にして
- 他に選択肢がないから
- その他 ()

C. 知的障害のある生徒を受入れている調査研究校について

1. 知的障害のある生徒の高等学校への入学が、調査研究として平成13年度から実施されていることを知っていますか。

知っている

知らない

2. 1で「知っている」と答えた方にお尋ねします。どのようにして知りましたか。

中学校から聞いた

他の保護者から聞いた

教育委員会から聞いた

団体関係者から聞いた

調査研究報告会の案内を見て知った

その他 ()

3. 現在、知的障害のある生徒を受入れている調査研究校が、通学できる範囲にありますか。

通学できる範囲内にある

通学できる範囲内にはない

4. どの程度なら通学できる範囲とお考えですか。

交通機関などを利用して30分以内

交通機関などを利用して90分以内

交通機関などを利用して60分以内

その他 ()

D. 今後の知的障害のある生徒の高等学校段階における教育制度のあり方について

1. 知的障害のある生徒の高等学校段階における教育制度のあり方について、あなたの考えに近いものを一つ選んでください。

どちらかといえば、高等学校で受入れ、教育内容を充実するべきである

どちらかといえば、養護学校で受入れ、教育内容を充実するべきである

どちらともいえない

よくわからない

2. 高等学校と養護学校における知的障害のある生徒の教育について、あなたの考えに近いものを一つ選んでください。

ア 高等学校に望むもの

課題はあっても、多くの学校で知的障害のある生徒を受入れるべきである

知的障害のある生徒の受入れ体制を十分に整え、受入れ校を徐々に増やすべきである

養護学校の生徒と授業や課外活動などで共に活動する高校を増やすべきである

現状のままでよいと思う

高等学校にはあまり期待していない

よくわからない

その他 ()

イ 養護学校に望むもの

生活自立や職業自立をめざした教育を充実させるべきである

教科学習に力をいれ、学力を伸ばす教育を行うべきである

小・中学校や高校との交流を積極的に行うべきである

現状のままでよいと思う

養護学校にはあまり期待していない

よくわからない

その他 ()

3. 高等学校、または養護学校高等部を卒業した後の進路について、最も希望に近いものを一つ選んでください。また、()内は、で囲んでください。

大学や専門学校に進学させたい

進学先 (四年制大学 短期大学 専修・専門学校)

職業訓練校 (1) に進学させたい (一般対象 障害者対象)

企業に就職させたい

家業を手伝わせたい

授産施設 (2) に通わせたい (通所を希望 入所を希望)

更生施設 (3) に通わせたい (通所を希望 入所を希望)

小規模作業所に通わせたい

在宅で家事を手伝わせたい

在宅でサービス (4) を利用させたい

その他 ()

- 1 職業訓練校 : 職業技術専門学校ともいれ、就労に必要な職業技術や能力の獲得をめざして設置されています。府内には7校あります。
- 2 : 授産施設 : 企業への就労をめざして、働く場を提供している福祉施設です。入所型と通所型があり、知的障害者を対象とした施設は府内に約70施設があります。
- 3 : 更生施設 : 基本的生活習慣や社会生活技能の確立をめざした福祉施設です。入所型と通所型があり、知的障害者を対象とした施設は府内に約50施設があります。
- 4 : サービス施設に通所し、手芸や絵画等の創作活動、機能訓練、入浴、給食などを利用できるサービスのことでです。

4. お子様の将来についてのご希望やご意見がありましたらお書きください。

E その他

1. 障害教育について、ご意見がありましたらお書きください。

2. お住まいの市区町村名をお書きください。 () 市・区・町・村

ご協力いただきありがとうございました。

高等学校学習指導要領 配慮すべき事項 (抜粋)

【第 1 章総則 第 6 款 5 (5)】

各教科・科目の指導に当たっては、…学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、教師の協力的な指導、生徒の学習内容の習熟の程度等に応じた弾力的な学級編成など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。」

【第 1 章総則 第 6 款 5 (6)】

学習の遅れがちな生徒、障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、指導内容や指導方法を工夫すること。」

【第 1 章総則 第 6 款 5 (10)】

生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること」

教委教務 第 514 号
平成 13 年 9 月 12 日

府立高等学校長 様

教育振興室長

府立高等学校における障害のある生徒に対する学習指導及び評価について（通知）

本府において、障害のある児童・生徒の教育については、一人ひとりの障害の状況等に配慮しつつ、その可能性を最大限に伸ばし、積極的に社会参加・自立する人間の育成を図ることをねらいとして、これまで推進してきたところである。

近年、府立高等学校においても、障害のある生徒が多数学んでおり、障害の有無にかかわらず、「共に学び共に育つ」という理念に基づいて教育を行うことが求められている。

このことを踏まえ、各学校においては、下記の点について十分留意の上、障害のある生徒に対する学習指導及び評価を行うよう教職員に周知願います。

記

- 1 障害のある生徒の指導については、教職員の共通理解を図るとともに、その障害の種別や程度等に応じて、特別な配慮のもとに、可能性を最大限に伸ばすよう、きめ細かく行うこと。
- 2 生徒一人ひとりの実態に即した適切な指導を行うため、障害の状況を把握し、家庭、専門医等とも連絡を密にして、指導目標を設定するとともに、指導内容・指導方法を工夫すること。その際、盲学校、聾学校及び養護学校における学習指導方法等も参考にすること。
- 3 教育課程の編成については、「学校設定教科・科目」の開設、教科・科目の選択や単位数の増減などについて弾力的な対応を行うこと。また、生徒の障害の状況によって、教育課程の変更を行う必要が生じた場合には、教育委員会と協議を行うこと。
- 4 評価に当たっては、評価のあり方や評価の方法を生徒の障害の状況に即して検討するとともに、指導の目標に照らして生徒の変容を多角的、総合的に評価すること。その際、特に、知識の量のみを測るのではなく、生徒の学習の過程や成果、進歩の状況などを積極的に評価すること。
- 5 評価の通知については、生徒が自らの学習過程を振り返り、新たな自分の目標や課題を設定し意欲的に学習に取り組めるよう、必要に応じて、その形式・方法及び時期等を工夫すること。
- 6 進級・卒業の判定について、本通知文の趣旨を踏まえて、内規の見直しを行うなど、柔軟な対応を行うこと。